

第3次 米原市行財政改革実施計画

(令和元年度実施状況 進行管理)

平成27年3月策定

平成28年9月改定

平成30年10月改定

令和元年8月改定

令和3年3月改定

令和3年(2021年)3月

米原市

3 第3次行財政改革実施計画 実施状況総括表（令和元年度）

基本方針	推進項目	取組項目（重点項目）	No.	実施項目	進捗度	評価
1 （多様な地域経営） 地域力の創造 を担う多様な主体を活かす地	まちづくりを担う多様な主体との協働	（重点） 協働のまちづくりの推進	1	地域担当職員制度の活用と推進	b	B
			2	市民協働提案事業の推進	b	B
			3	（仮称）市民活動センターの設置、運営	b	C
		（重点） 民間活力の積極的な活用	4	民間活力活用指針の策定と民間委託等の推進	b	B
			5	PPP/PFIの推進	b	A
	市政の透明化の推進	市民への情報提供の充実	6	公式ウェブサイトの充実	b	
			7	市民への市民参画機会の充実	b	
2 職員力の向上	職員の資質向上と意識改革	（重点） 人財育成の推進	8	人材育成基本方針の見直しと推進	b	C
			9	女性職員の活躍の推進	b	C
		10	職員の意識改革	b		
	組織体制の改革	効率的で機動的な組織体制整備	11	定員管理の適正化と多様な手法による人財の確保	b	
			12	防災情報伝達システムの構築と活用	b	
			13	業務継続計画の策定	d	
			14	コンプライアンスの徹底	b	
3 自立した行政経営の推進	行政サービスの質的改善	（重点） 行政評価（事業評価と事業整理）の推進	15	事務事業の見直し	b	B
			16	市民意識調査の実施と反映	b	
			17	行政クラウドの導入	b	
			18	公共Wi-Fiの充実	b	
			19	コンビニ交付の利用促進/平成30年度～「マイナンバーカードの普及促進」	b	
	公共施設の適正化	（重点） 公共施設の再配置（統廃合）の推進	20	職員力事業の実施	b	
			21	公共施設再編の推進	b	B
			22	国民健康保険事業	b	B
			23	介護保険事業	b	B
			24	後期高齢者医療事業	b	B
			25	農業集落排水事業（平成30年度から企業会計へ移行）	c	C
			26	流域関連公共下水道事業（平成30年度から企業会計へ移行）	c	C
			27	米原駅東部土地区画整理事業（特別会計は平成29年度末で廃止）	b	
			28	住宅団地造成事業（特別会計は平成29年度末で廃止）	b	
			29	駐車場事業	b	B
財政基盤の強化	（重点） 特別会計事業の財政健全化	30	水道事業	b	C	
		31	徴収率の向上と債権の適正管理	b	B	
		32	ふるさと納税の推進	a		
		33	市有財産の活用と処分	b		

進捗状況				
実施項目	a（進捗101%以上）	b（進捗100%）	c（進捗70～99%）	d（進捗70%未満）
33	1	29	2	1
重点項目の評価				
重点項目	a（進捗101%以上）	b（進捗100%）	c（進捗70～99%）	d（進捗70%未満）
17	0	15	2	0

I 第3次行財政改革実施計画の基本事項

1 第3次実施計画の趣旨と位置付け

社会経済環境の変化と厳しい財政状況への対応として、確かな行財政基盤の確立を推進し、効率的で効果的な行政経営と地域経営を実行するため、第3次米原市行財政改革大綱（以下「第3次大綱」という。）を策定しました。第3次大綱では、『市民、地域とともに築く个性的で魅力的な「希望都市まいばら」の実現』を行財政改革の基本理念に掲げ、その実現を目指し、「地域力の創造（多様な主体を活かす地域経営）」、「職員力の向上」および「自立した行政経営の推進」の3つの基本方針に基づく取組を計画的に進めます。

第3次米原市行財政改革実施計画（以下「第3次実施計画」という。）は、第3次大綱に基づき、行財政改革を全庁を挙げて着実に進めるため、具体的な改革の取組内容、実施時期および目標を明確にしています。また、全市的な対応や中長期的な視点が必要とされる事項のうち、現時点で取組中のものや行財政改革の中核的役割を担う取組を重点項目に位置付け、重点的に取組を進めます。

第3次実施計画は、5か年の進行管理を一括で行い、毎年度、進捗状況を把握し、計画の進行管理および評価を行います。

2 第3次実施計画の計画期間

第3次実施計画の期間は、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの5年間としています。

なお、地方自治に関する制度改正や社会経済環境の変化など、様々な情勢の変化に伴い、計画の内容が実情に合わなくなった場合には、必要に応じて見直しを行います。

3 第3次実施計画の推進体制と進行管理

(1) 推進本部における進行管理

市長を本部長とし、幹部職員で構成する行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）は、各部局における第3次実施計画の着実な推進とその進行管理を行います。また、推進本部は、第3次実施計画の進捗状況について行財政改革市民会議（以下「市民会議」という。）に報告するとともに市民に公表します。

(2) 推進体制

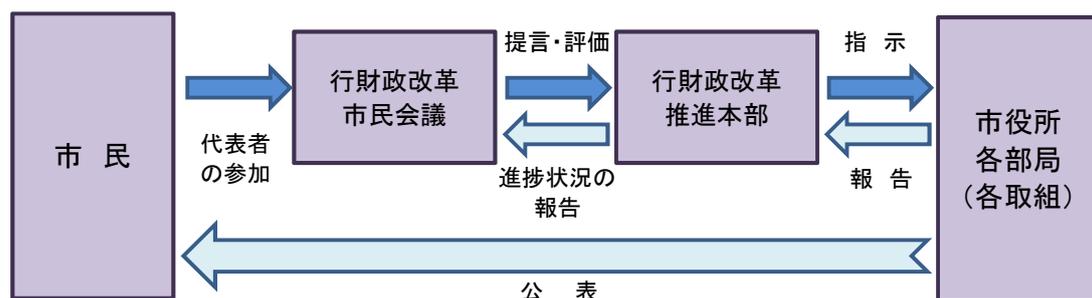
行財政改革は全庁的に取り組むものであり、全部門が協力体制を取りながら推進するものとします。また、全庁的な取組であることを意識付けるため、本部員は司令塔として進行管理を的確に行うとともに、所属職員に対して必要な指示と情報提供を行い、改革意識の醸成に努めます。

(3) 市民会議における提言、評価等

行財政改革の実効性を高めるとともに、開かれた行財政改革を推進するため、市民会議は、第3次実施計画の進捗状況の報告を受け、必要に応じて提言を行います。また、重点項目の取組を中心に評価を実施し、その実効性について検証します。

(4) 第3次実施計画の見直し

新たな取組の追加や進捗状況に合わせた計画の見直しなどを必要に応じて行います。



推進本部における進捗管理の評価について

推進本部における進捗管理の評価を標準化するため、該当年度の実施結果に対する進捗評価を下記のとおり示すこととします。

進捗区分	進捗区分の状況
a	計画以上の取組を完了（進捗として101%以上）
b	計画の取組を完了（計画通りの進捗）
c	計画の取組が一部未完了（進捗として70%～99%）
d	計画の取組が未完了（進捗として70%未満）

市民会議における進捗状況の評価について

行財政改革市民会議において、重点項目の取組に関する進捗状況の評価を実施することとなっていますが、評価は下記の視点において実施することとします。

評価区分	評価区分の状況
A	適正に取り組まれている。
B	適正に取り組まれているが、改善等を加えて取り組む必要がある。
C	取組不足または取組に見直しが必要である。
D	適正に取組が行われていない。

(様式1)

基本方針1	地域力の創造（多様な主体を活かす地域経営）	
推進項目	まちづくりを担う多様な主体との協働	
取組項目	協働のまちづくりの推進	重点項目

NO	1	所管課	地域振興課/平成30年度から地域協働課		
実施項目	地域担当職員制度の活用と推進				
現 状 課 題	今日の多様化、複雑化する地域課題に対応し、持続可能な活力あるまちづくりを進めていくためには、市民と市がそれぞれの役割を果たし、お互いが協力し合いながら、市民が主権者、主役としてまちづくりに参加、参画、協働していくことが求められている。				
改革の取組 (効果)	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化を目指し、地域の課題や問題を解決するために取り組もうとする自治会主体のまちづくり活動と一緒に取り組む職員を「地域担当職員」として、自治会からの依頼により配置する。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市と地域の距離が近くなり、連携強化が期待できる。 地域の方々と直接触れ合う中で、職員のコミュニケーション能力の向上が期待できる。 地域の課題把握ができ、職員は市民協働によるまちづくりの見地と、現場体験を通して課題解決のための政策立案能力が養われることが期待できる。 				
目 標 (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題、問題の解決 職員の実践能力の向上 制度の更なる定着と新たな派遣自治会の拡大 				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施 △ 制度の検証	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 「地域担当職員制度実践事例集」の作成 成果報告会（自治会参加）と職員研修会の合同開催 全職員研修会の開催 地域ごとの派遣職員による意見交換会 制度の定着に向けた取組の推進 	進捗度	C
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 「地域担当職員制度実践事例集」の作成 自治会および職員を対象にした「地域まちづくりフォーラム」を開催した。 「地域担当職員制度職員研修会」を開催した。 制度の定着に向け、5月の自治会連絡協議会において資料配布を行ったほか、市広報7月1日号の特集記事でも本制度を活用した事例の紹介を行った。 滋賀県立大学と協働し「地域診断ワークショップ」を開催した。 	評価	C
平成28年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 成果報告会と職員研修会の合同開催 全職員研修会の開催 地域ごとの派遣職員による意見交換会 制度の検証 	進捗度	C
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 米原市自治会連絡協議会の総会および各地域会議にて制度活用の呼びかけを行った。 今年度は、西山、河内、志賀谷の3つの自治会から新規申請があり、地域担当職員制度に取り組まれることになった。 9/1に自治会および職員を対象にした「現場は地域だ！地域まちづくりフォーラム」を開催し、本制度の活用事例の紹介を行った。 11/25に市職員の自主学習グループと協働し、地域担当職員制度職員研修会「地域でモテる公務員になるためのモテる公務員講座」を開催し、職員のモチベーションアップを図った。 3/26に滋賀県立大学と協働し、河内自治会において「地域診断ワークショップ」を開催した。 制度検証を行い、自治会役員の任期が単年度であるため、継続的なまちづくりが難しいことが課題の根底にあることから、解決に向けた新しい取組の検討を行った。 	評価	C

(様式1)

平成29年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 実績検証を基に地域に則した制度・体制を再構築 成果報告会と職員研修会の合同開催 全職員研修会の開催 地域ごとの派遣職員による意見交換会 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 制度の検証を行い、自治会役員が単年度で交代するため活動の継続が難しいという課題に対して、自治会とは別となる「まちづくり委員会」を組織化支援するという新たな施策を構築した。 2/7に「地域担当職員研修会」を開催し、主に採用4年目以下の若手職員が本郷と能登勢の活動事例を学び、制度への理解を深めた。 1/12に「地域担当職員交流会」を開催し、今年度、自治会に派遣されている地域担当職員が一堂に会し、お互いの活動状況、悩み事や課題等の共有を行った。 	評価	B
平成30年度	実施計画 【平成30年度改定】	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組成果をまとめる。 職員研修会の開催 派遣職員による意見交換会の開催 	進捗度	c
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 藤川自治会が二度目となる制度を活用し、「災害発生時の緊急マニュアル作り」を短期集中的に実施された。 近年の竜巻災害や台風被害などを踏まえて、くらし支援課・防災危機管理課・社会福祉課と連携し、地域担当職員制度のリニューアルの検討を行い、来年度から推進する『避難行動要支援者の避難支援体制づくり』の推進体制を構築した。 職員研修会は実施なし。 派遣職員数（のべ） H25年度75人、H26年度34人、H27年度42人、H28年度18人、H29年度16人、H30年度3人 	評価	C
令和元年度	実施計画 【平成30年度改定】	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修会の開催 6/19米原庁舎、近江庁舎 6/20山東庁舎 『避難行動要支援者の避難支援体制づくり』の推進 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 重点施策「避難行動要支援者の避難支援体制づくり」のため、積極的な制度の利用を自治会へ勧め、3自治会（派遣職員9人）が利用された。 その他1自治会へ職員3人の派遣 平成30年度、令和元年度採用職員を中心に全職員へ研修を呼びかけ、2日間3会場でのべ25人の参加があった。 	評価	B

(様式1)

基本方針1	地域力の創造（多様な主体を活かす地域経営）	
推進項目	まちづくりを担う多様な主体との協働	
取組項目	協働のまちづくりの推進	重点項目

NO	2	所管課	みらい創生課/平成30年度から地域協働課		
実施項目	市民協働提案事業の推進				
現 状 課題 【平成29年度変更】	<p>平成24年度からの制度創設以降、市民の持つアイデアやノウハウを生かした提案により、市の魅力発信、子育て、地域課題などの分野において、これまでにない効果的な公共サービスの展開が推進できた。</p> <p>今後、多種多様化する市民ニーズに対応するためには、市民との協働による公共サービスの創出、提供が必要であり、制度の趣旨を広く浸透させる必要がある。</p> <p>平成27・28年度において提案団体や担当課との共通理解のための期間の見直しや運用ガイド作成等の目標は達成した。さらなる協働の推進や協働意識の浸透のために見直しを行う必要がある。</p>				
改革の取組 (効果) 【平成29年度変更】	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの実施実績を踏まえての制度の見直し・改善 市民と市が協働実施によることでの課題解決の効果性の浸透を図る <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行財政改革的視点を重視した上での協働推進となる提案制度への発展 市民のアイデアやノウハウの活用により、公共的課題（地域課題）の解決が期待できる。 				
目 標 (目標値) 【平成29年度変更】	<ul style="list-style-type: none"> 協働の推進や制度趣旨の浸透のための制度の再構築 (「市民と行政との協働のまちづくりの推進」の満足度の上昇 H27 79.2%→R1 82%) 				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成29年度変更】	⇒ 制度の見直しを含めた継続実施	⇒ 制度の見直しを含めた継続実施	△ 制度課題の洗い出し	○ 制度の再構築	◎ 見直した制度での事業実施
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 募集から公開プレゼンテーションまでのスケジュールの見直し 市民協働提案事業運用ガイドの作成 	進捗度	c
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 応募した提案団体と担当課との連絡調整・協議を実施し、事業目標を共有することができた。 運用ガイド作成に向けて、「まいばら協働提案制度」に係る補助金交付要綱を平成28年2月に作成した。 	評価	B
平成28年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 前年の反省点を踏まえ、必要に応じて制度運用の見直し 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> より多くの提案が受けられるよう、募集時期以外でも活用できる協働事業運用ガイドを作成し、公式ウェブサイトで公開した。 	評価	B
平成29年度	実施計画 【平成29年度変更】	<ul style="list-style-type: none"> 制度設計後の5年間を踏まえての課題の洗い出し 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体との協働により、協働事業実施団体の交流促進および職員の協働意識の向上を図る企画を実施し、更なる協働の推進および協働意識の浸透を図った。(3/4実施 協働事業実施団体11団体・参加者50人) 協働事業終了後の資金調達の手法として、クラウドファンディング活用の支援体制を構築した。 	評価	B
平成30年度	実施計画 【平成29年度変更】	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに応じた制度の再構築 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度協働提案事業は、10事業を実施した。 協働意識の向上や市民協働団体の交流を目的とした「まちづくり人財の森集会」を開催した(参加者数：約60人)。 市職員の協働意識の向上および調査として、全体アンケートを実施した(回収154人)。協働事業が市業務にあたって効果的と回答した割合が71%あり、協働した際の課題として、協働相手に自主性がなかったこと、役割分担ができなかったことが多かった。 	評価	B
令和元年度	実施計画 【平成29年度変更】	<ul style="list-style-type: none"> 地域創造支援事業との整理検討 令和元年度に統合フレームを検討し、令和2年度に各審査委員会に諮り、統合となった場合は令和3年度から実施予定(令和3年度審査・令和4年度事業実施)。 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> まいばら協働提案制度と地域支援事業の募集を同時に行い、審査委員会において、いずれの事業として採択するかを審査する仕組みを検討した。 応募のあった事業について、両事業制度の目的に照らし、協働性や事業効果がよく期待できる事業制度での採択を目指した審査方法などを令和2年度に各審査委員会に諮る。 	評価	B

(様式1)

基本方針1	地域力の創造（多様な主体を活かす地域経営）		
推進項目	まちづくりを担う多様な主体との協働		
取組項目	協働のまちづくりの推進	重点項目	

NO	3	所管課	みらい創生課/平成30年度から地域協働課		
実施項目	(仮称)市民活動センターの設置、運営				
現 状 課 題	<p>人口減少、少子高齢化社会の進展に伴い、地域社会に新たな課題が生まれ、地域の公共を支えるために、多様な主体が関わりを持つことが求められている。多様な主体が出会い、互いの活動を知るための場が無い場合、自主的な交流や情報収集が難しい。協働のまちづくりを推進し市の役割を果たすため、多様な主体が出会い互いの活動を知り、新しい連携や協力が生まれる拠点を設置する必要がある。</p> <p>市民活動センターとしての拠点の必要性は望まれるものの、求められる機能や役割について、各々の団体が抱くイメージや期待に差異がある。また市民が活用する拠点施設であることから、市民による計画や運営が必要である。</p>				
改革の取組 (効果)	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動センターの方針（機能や役割）について市民ワークショップによる検討を進める。 旧息郷小学校の校舎を市民活動団体の活動スペースとして運用を開始する。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動の交流、情報の拠点ができることで、市民活動に関わる団体や人のよりどころとなり、市民活動の連携や協力が進み、協働のまちづくりが活性化する。 				
目 標 (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動センターの設置とセンターの市民団体による運営 市民活動貸しスペースの本格稼働と利用促進（利用団体：目標10団体） 				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】 【平成30年度改定】	△ センター方針検討	⇒ センター方針検討	⇒ センター方針検討	⇒ センター方針検討	○ センター設置計画
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 市民ワークショップによる市民活動センターの検討 旧息郷小学校を活用した市民活動貸しスペースのモデル運用開始、本稼働運用検討 施設の条例化、運営主体の育成 	進捗度	c
	実施結果	旧息郷小学校を活用した市民活動貸しスペースのモデル運用を平成27年4月から開始。平成27年度末時点で、8団体が利用している。	評価	C
平成28年度	実施計画 【平成28年度改定】	市民活動センター設置に向けての準備、検討	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例推進委員会において、市民委員の視点から目指すべき活動拠点の概念を検討していただいている。 旧息郷小学校を活用した市民活動貸しスペースのモデル運用において、平成28年度末時点で、8団体が利用している。 	評価	B
平成29年度	実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	市民活動センター設置に向けての準備、検討	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例推進委員会の提案書について施設整備の可能性の検討を行った。 旧息郷小学校を活用した市民活動貸しスペースのモデル運用において、平成29年度末時点で、12団体が利用している。 	評価	B
平成30年度	実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	市民活動センター設置に向けての準備、検討	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 旧息郷小学校を活用した市民活動貸しスペースのモデル運用において、平成30年度末時点で、12団体が利用している。 令和元年度から利用料金（実費相当額）を徴収することについて、利用団体の了解を得た。 	評価	B
令和元年度	実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】 【平成30年度改定】	市民活動センター設置に向けての準備、検討	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 旧息郷小学校を活用した市民活動貸しスペースのモデル運用において、令和元年度末時点において、8団体が利用している。 令和元年度に利用料金（実費相当額）を利用団体（8団体）から徴収した。徴収額合計：87,600円。 	評価	C

基本方針1	地域力の創造（多様な主体を活かす地域経営）	
推進項目	まちづくりを担う多様な主体との協働	
取組項目	民間活力の積極的な活用	重点項目

NO	4	所管課	政策推進課		
実施項目	民間活力活用指針の策定と民間委託等の推進				
現 状 課 題	<p>市民ニーズが多種多様化する中で、市が担う事務事業は増加傾向にある。限られた財源で公共サービスの維持向上を図るためには、事務事業全般について、市が直接実施すべきものとすべきでないものを精査し、民間活力等の活用が期待できるものは民間委託等を進める必要がある。</p> <p>特に市場原理が働く事業領域においては、民営化、民間委託、PFI等の活用を行うことにより、産業や雇用の創出、拡大による地域の活性化を図ることが求められる。</p>				
改革の取組 (効果) 【平成28年度改定】	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間等の活力活用の基本的な考え方を示す「米原市公民連携（PPP）の推進に関する指針」を策定する。 ・公民連携の推進に向けて、庁内の検討体制を確立する。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、事業者等への産業、雇用の創出、拡大により、地域の活性化が期待できる。 ・民間委託等による質の高い公共サービスの提供（維持向上）や行政効率の向上が期待できる。 				
目 標 (目標値) 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	<ul style="list-style-type: none"> ・米原市公民連携（PPP）の推進に関する指針の策定（平成29年度） ・公民連携の推進に向けて、庁内で検討する体制を確立する。 				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	△ 検討	△ 検討・協議 △ 検討・協議	○ 活用指針策定 ◎ 体制確立	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施
（△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了）					

平成27年度	実施計画	・民間活力活用指針の策定（上半期） ・民間委託等実施計画の策定	進捗度	c
	実施結果	・行財政改革市民会議で民間活力活用指針の策定方針（案）を示し、策定に向けた検討を行った。	評価	A
平成28年度	実施計画 【平成28年度改定】	・米原市公民連携（PPP）の推進に関する指針の策定（平成28年度） ・公民連携の推進に向けて、庁内で検討する体制を確立する。	進捗度	c
	実施結果	・行財政改革市民会議で米原市公民連携（PPP）の推進に関する指針（案）について審議いただいたが、年度内の策定には至らなかった（平成29年6月策定予定）。	評価	C
平成29年度	実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	・米原市公民連携（PPP）の推進に関する指針の策定（平成29年度） ・公民連携の推進に向けて、庁内で検討する体制を確立する。	進捗度	b
	実施結果	・米原市公民連携（PPP）の推進に関する指針を平成29年6月に策定した。 ・公民連携の推進を含め、事業の抜本的見直しを検討する行財政改革推進プロジェクトチームを平成30年4月に立ち上げるべく、平成29年度中に設置要領の制定等諸準備を進めた。	評価	B
平成30年度	実施計画 【平成28年度改定】	・公民連携の推進に向けて、庁内で継続的に検討する。	進捗度	b
	実施結果	・公民連携の推進を含め、事業の抜本的見直しを検討するため、行財政改革プロジェクトチームを立ち上げ、各部局で全219項目の洗い出しを進め、うち164項目について見直しを進めることにした。 ・継続的に検討するため、アクションプラン調書の様式を変更し、進捗管理できる仕組みを検討した。	評価	B
令和元年度	実施計画 【平成28年度改定】	・公民連携の推進に向けて、庁内で継続的に検討する。（アクションプラン調書へ項目追加し、継続的に進捗管理） ・事業見直し項目のうち、2019年度見直し項目の着実な実施と進行管理	進捗度	b
	実施結果	・公民連携の推進に向けて庁内で継続的に検討するため、アクションプラン調書の様式を変更し、進捗管理を行った。 ・2019年度に実施した事務事業見直し項目のうち、各部1事業について外部有識者との意見交換会を行い、次年度以降の事務事業の進め方を検討した。	評価	B

(様式1)

基本方針1	地域力の創造（多様な主体を活かす地域経営）	
推進項目	まちづくりを担う多様な主体との協働	
取組項目	民間活力の積極的な活用	重点項目

NO	5	所管課	管財課		
実施項目	PPP/PFIの推進				
現 状 題	<p>国、地方とともに財政状況が厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理、更新を行っていく必要がある。このような状況の下で、民間資金等を活用し、効率的に社会資本整備を進めるため、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金やノウハウを活用して行う事業の推進が求められる。</p>				
改革の取組 (効果)	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> PPP/PFI手法の導入に係るガイドラインを策定する。 指定管理者制度導入施設などPPP/PFI手法の導入が可能な施設の調査、検討を行う。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間資金等の活用により、公共施設等の整備、運営に係る経費の削減および公共サービスの維持向上が期待できる。 				
目 標 (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> PPP/PFI推進ガイドラインの策定 				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成29年度変更】	△ ガイドライン策定調査	△ ガイドライン策定調査	△ ガイドライン策定検討	○ ガイドライン策定 △ 導入施設の調査、検討	⇒ 継続実施
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> PPP/PFI導入ガイドラインの策定に係る調査、検討 PPP/PFI導入施設の調査、検討 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> PPP/PFI導入ガイドラインの策定に係る調査、検討 PPP/PFI導入施設の調査、検討 	評価	B
平成28年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> PPP/PFI導入ガイドラインの策定 PPP/PFI導入施設の調査、検討 	進捗度	c
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度における評価方法についての見直しを検討した。 PPP/PFI関連のセミナーに参加し情報収集を行った。 	評価	C
平成29年度	実施計画 【平成29年度変更】	<ul style="list-style-type: none"> PPP/PFI導入ガイドラインの策定に係る検討 	進捗度	c
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の外部評価において新たな評価方法で実施した。 指定管理者制度の実施状況調査をより円滑に行うため、モニタリングのガイドラインを改正した。 公の施設等検討委員会を解体し、施設所管部署において責任ある施設管理が図れるよう事務手順を改めた。 公共施設等総合管理計画を策定したことから、関連セミナーに参加した。 PPP/PFIに関して他団体の導入状況など情報収集を行った。 	評価	C
平成30年度	実施計画 【平成29年度変更】	<ul style="list-style-type: none"> PPP/PFI導入ガイドラインの策定 PPP/PFI導入施設の調査、検討 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 現段階においてはPFI導入可能施設に限られるため、ガイドライン策定に変えて施設所管部署ごとに個別の実施要領を策定してもらうこととした。 PFI導入可能施設について、施設所管部署において調査検討してもらい、導入方法等について協議を行った。 	評価	B
令和元年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> PPP/PFI導入施設の調査、検討 (グリーンパーク山東・醒井水の宿駅・近江母の郷文化センターの3施設を今年度所管部署である商工観光課にて調査等実施予定。) 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> グリーンパーク山東、近江母の郷文化センター、醒井水の宿駅の3施設のバンドリング等の運営権事業可能性調査を実施した。結果、グリーンパーク山東および近江母の郷文化センターの2施設でのバンドリングに向けた取り組みを実施することとなった。 	評価	A

基本方針1	地域力の創造（多様な主体を活かす地域経営）
推進項目	市政の透明化の推進
取組項目	市民への情報提供の充実

NO	6	所管課	広報秘書課/平成30年度から情報政策課		
実施項目	公式ウェブサイトの充実				
現 状 課 題	平成24年12月に公式ウェブサイトを全面的に刷新し、掲載情報の充実や更新頻度の向上に努めているが、平成25年9月から本格的に運用を開始した公式FacebookなどSNSとの連携機能が低く、包括的な運用が困難である。社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の本格的な運用に伴い、需要の増大が予想される電子申請機能が未整備である。				
改革の取組 (効果)	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報まいばらや伊吹山テレビ、公式Facebookなど他の媒体を含め効果的な情報発信および包括的な運用を行う。 ・SNSとの連携機能や電子申請の導入を見据え、マイナンバー制度が本格的に運用開始となる平成29年度中に公式ウェブサイトを全面刷新する。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公式ウェブサイトおよびSNS等の活用により、市民との情報共有が深まる。 				
目 標 (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・月平均25,000アクセス ・平成29年度中に公式ウェブサイトの全面刷新 				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール	◎ 効果的運用	⇒ △ 公式ウェブサイトの調査、検討	⇒ ◎ ☆ 全面刷新、完了	⇒	⇒
（△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了）					

平成27年度	実施計画	・広報まいばらを軸に、行政放送、市公式ウェブサイトおよびFacebookページなどの積極的な活用（月平均25,000アクセス）	進捗度	b
	実施結果	・市公式ウェブサイトの月平均アクセス 約40,000回 ・公式Facebookページ記事掲載 220件	/	
平成28年度	実施計画 【平成28年度改定】	・市公式ウェブサイト、FacebookページおよびYou Tubeなどの積極的な活用（月平均50,000アクセス） ・公式ウェブサイトの全面刷新に係る調査、検討	進捗度	b
	実施結果	・市公式ウェブサイトの月平均アクセス 約46,000回 ・公式Facebookページ記事掲載 241件	/	
平成29年度	実施計画 【平成28年度改定】	・市公式ウェブサイト、FacebookページおよびYou Tubeなどの積極的な活用（月平均50,000アクセス） ・公式ウェブサイトの全面刷新に係る調査、検討	進捗度	b
	実施結果	・市公式ウェブサイトの月平均アクセス 約50,000回 ・公式Facebookページ記事掲載 157件	/	
平成30年度	実施計画 【平成28年度改定】	・市公式ウェブサイト、FacebookページおよびYou Tubeなどの積極的な活用（月平均50,000アクセス） ・公式ウェブサイトの全面刷新に係る調査、検討	進捗度	b
	実施結果	・市公式ウェブサイトの月平均アクセス 約95,000回 ・公式Facebookページ記事掲載 182件	/	
令和元年度	実施計画 【平成28年度改定】	・市公式ウェブサイト、FacebookページおよびYou Tubeなどの積極的な活用（月平均95,000アクセス）	進捗度	b
	実施結果	・市公式ウェブサイトの月平均アクセス 約102,000回 ・公式Facebookページ記事掲載 189件	/	

(様式1)

基本方針1	地域力の創造（多様な主体を活かす地域経営）
推進項目	市政の透明化の推進
取組項目	市政への市民参画機会の充実

NO	7	所管課	広報秘書課/平成30年度から秘書室		
実施項目	広聴活動の充実				
現 状 課 題	社会経済環境の変化とともに市民ニーズは多種多様化し、行政に対する期待や要望も高まっている。地域に元気にぎわいがある、市民が暮らしに安心して夢や希望が持てるまちづくりを進めていくため、市政の透明性を高め、市民の声で市民とともに築くまちづくりを進めていく必要がある。				
改革の取組 (効果)	【取組】 ・市の政策などについて市民(団体等)と行政が意見交換を実施する。また、市が支援する団体や行政運営の現場にいる市職員との意見交換も定期的に行なう。 【効果】 ・これらの取組を通じ、市民意見の市政への反映と、相互理解に基づく市政運営を図る。				
目 標 (目標値)	・米原市まちづくり懇談会の開催（年間20回） ・市が支援する団体等との意見交換（ランチミーティング等）の実施				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール	◎⇒ 実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施
（△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了）					

平成27年度	実施計画	・米原市まちづくり懇談会開催（年間20回） ・市が支援する団体等との意見交換（ランチミーティング等）実施	進捗度	b
	実施結果	・市が支援する団体等とのまちづくり懇話会・意見交換の開催 20回	/	
平成28年度	実施計画	・米原市まちづくり懇談会開催（年間20回） ・市が支援する団体等との意見交換（ランチミーティング等）実施	進捗度	b
	実施結果	・市が支援する団体等とのまちづくり懇話会・意見交換の開催 44回	/	
平成29年度	実施計画	・米原市まちづくり懇談会開催（年間20回） ・市が支援する団体等との意見交換（ランチミーティング等）実施	進捗度	b
	実施結果	・市が支援する団体等とのまちづくり懇話会・意見交換の開催 16回	/	
平成30年度	実施計画	・米原市まちづくり懇談会開催（年間20回） ・市が支援する団体等との意見交換（ランチミーティング等）実施	進捗度	b
	実施結果	・市が支援する団体等とのまちづくり懇話会・意見交換の開催 15回	/	
令和元年度	実施計画	・米原市まちづくり懇談会開催（年間20回程度） ・市が支援する団体等との意見交換（ランチミーティング等）実施	進捗度	b
	実施結果	・市が支援する団体等とのまちづくり懇話会・意見交換の開催 15回	/	

(様式1)

基本方針2	職員力の向上		
推進項目	職員の資質向上と意識改革		
取組項目	人財育成の推進		重点項目

NO	8	所管課	総務課		
実施項目	人財育成基本方針の見直しと推進				
現課題	平成18年3月に策定した人財育成基本方針を平成22年に見直し、これからの人財育成の在り方や基本的な方向性などを明らかにするとともに、人財育成基本方針に基づいた計画的かつ総合的な人財育成の取組を進めてきたところである。平成22年改訂の人財育成基本方針は5年を経過し、この間の社会経済情勢を踏まえ、また、多様化、複雑化する行政課題に的確に対応するため、新たな人財育成のあるべき方向を再検討する必要がある。				
改革の取組(効果)	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)人財育成推進委員会を立ち上げ、現状の検証、先進事例の調査、職員アンケート等を実施する。 ・限られた職員数でも行政ニーズに適切に対応できる人事管理、組織力強化、人財育成の在り方を検討し、新たな人財育成基本方針を策定するとともに、これを推進する。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務能率の向上と市民サービスの向上を図る。 				
目標(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・人財育成基本方針に基づく事業の推進 ・時代に求められる職員の育成を図るための人財育成基本方針の見直し 				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール <small>【平成29年度変更】 【平成30年度改定】</small>	△ 調査・検討	△ 検討	△ 検討	○ 見直し方針策定	◎ 新たな方針による 事業実施
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	・(仮称)人財育成推進委員会の設置および開催、現状の検証、先進事例の調査、職員アンケート等の実施	進捗度	b
	実施結果	・新たな人事考課制度の構築、ワークライフバランス推進施策の実施・検証、現状の検証、先進事例の調査、職員アンケートの実施	評価	B
平成28年度	実施計画	・(仮称)人財育成推進委員会の開催、人財育成基本方針の見直し	進捗度	c
	実施結果	新たな人事考課制度を平成28年3月に策定し、平成28年度から運用を開始しました。また、今後の人財育成に係る職員アンケートを平成27年度に引き続き実施し、基本方針の見直しに向けての整理を行いました。	評価	C
平成29年度	実施計画 <small>【平成29年度変更】</small>	・人財育成基本方針の見直し方針策定	進捗度	c
	実施結果	・平成29年度研修計画を策定し、計画どおり研修を実施した。 ・人財育成基本方針については、方針案の検討を行った。	評価	C
平成30年度	実施計画 <small>【平成30年度改定】</small>	・人財育成基本方針の見直し方針策定	進捗度	b
	実施結果	・平成30年度に人財育成基本方針の見直しを行い、平成30年4月からの人財育成基本方針を策定した。	評価	B
令和元年度	実施計画	・新たな人財育成基本方針に基づく事業の実施	進捗度	b
	実施結果	人財育成基本方針に掲げる「人権を尊重し、公務員としての高い倫理観と使命感を持つ、市民から信頼される職員」、「経営感覚やコスト意識を持ち、効率的な都市経営の執行に努める職員」、「幅広く地域の課題や活性化に取り組み、市民が主役となる行政運営に努める職員」を目指して、各種研修を実施した。	評価	C

(様式1)

基本方針2	職員力の向上	
推進項目	職員の資質向上と意識改革	
取組項目	人財育成の推進	重点項目

NO	9	所管課	総務課		
実施項目	女性職員の活躍の推進				
現 状 課 題	男女共同参画推進計画に基づく総合的な施策を推進するとともに、女性ならではの視点を生かした行政施策の展開が求められている。また、女性の活躍を推進するための課題として、「人材の育成と登用」、「女性職員の不安の解消」、「女性職員自身の意識改革」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」があり、これらの改善に取り組む必要がある。				
改革の取組 (効果)	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修への参加機会の確保による意欲の向上と能力開発 適材適所の人事配置および意欲と能力のある女性職員の管理職への登用の促進 子育て支援ハンドブックの見直し、特定事業主行動計画に基づく施策の推進 定員適正化計画の見直しに合わせて女性職員の任用、登用の在り方を検討 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な視点を備えた施策の実施による住民サービスの向上 ワーク・ライフ・バランスの推進 				
目 標 (目標値)	<p>【第2次男女共同参画推進計画の目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所管理職における女性職員の割合 平成29年度 25.0% (H26.4時点21.6%) ※平成26年に目標値を20.0%から25.0%に変更 市役所男性職員の育児休業取得の割合 平成28年度 5% (H26.4時点0%) 				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成28年度改定】	△・○ 検討 計画の見直し	◎ 新たな計画による 事業実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	・特定事業主行動計画に基づく施策の実施	進捗度	b
	実施結果	・「子育て応援・女性活躍推進プラン」(特定事業主行動計画(第3期))を策定	評価	A
平成28年度	実施計画	・定員適正化計画の見直しに合わせて女性職員の任用、登用の在り方を検討 ・特定事業主行動計画に基づく施策の実施	進捗度	b
	実施結果	・平成28年3月に策定した「子育て応援・女性活躍推進プラン」(特定事業主行動計画(第3期))に基づき、施策を実施した。	評価	B
平成29年度	実施計画	・特定事業主行動計画に基づく施策の実施	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 男性の育児休業取得推進：1人実施。対象者への市長メッセージの送付した。 育児休業中の職員への情報提供等の復職時の支援を実施した。 ワークライフバランスの推進：所属ごとの目標設定。働き方改革通信(4回)を発信。 <p>時差出勤勤務の利用促進期間の設定(6月～10月)。月の途中で時間外勤務が50時間を超えて時間外勤務の所属部長への事前協議と60時間を超えて命令を行う場合は、総務課に事前協議を行うこととし、過重な時間外勤務に対する対策が早期に講じられる仕組みを作った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性管理職の割合：25.2%(H29.4.1) 	評価	B

(様式1)

平成30年度	実施計画	・特定事業主行動計画に基づく施策の実施	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児休業を促進するため、対象者および所属長へ市長メッセージを送付し、育児休業の取得を促した。 ・育児休業中の職員の情報提供等の復職時の支援として、平成31年度前半に復職する職員を対象にヒアリングを実施して情報提供等を行った。 ・時差出勤勤務の利用促進期間（6月～10月）を設定し、柔軟的な働き方を促進することでワークライフバランスの推進に努めた。 ・誰もが働きやすさと働きがいを感じる職場づくりを進めるため、平成30年3月12日に男女共同参画・ワークライフバランス推進職員全体研修会を開催した。 ・メンタルヘルス不調の予防および健全な職場づくりを推進するため、組織のコミュニケーションアップとメンタルヘルスの予防を目的とした心の健康づくり事業を実施し、男女ともに働きやすい職場づくりを進めた。 ・女性管理職員の割合：23.8%（H30.4.1） 	評価	B
令和元年度	実施計画	・特定事業主行動計画に基づく施策の実施	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児休業を促進するため、対象者および所属長へ市長メッセージの送付し育児休業の取得を促した。男性職員2人が育児休業を取得した。 ・6月から10月までの期間を夏季特別休暇と年次有給休暇の集中取得期間および時差出勤勤務の利用促進期間とし、ワークライフバランスの推進に努めた。 ・育児休業中の職員への情報提供等の復職時支援を行った。 ・所属ごとにワークライフバランスの取組目標を設定し、身近な所属単位で取組を推進した。 ・働き方改革関連法の施行に伴い、月の途中で時間外勤務が45時間を超えて時間外勤務の命令を行う場合は、所属部長の意見と改善のための対応を「時間外勤務における改善報告書」にまとめて総務課へ提出することとし、過重な時間外勤務に対する対策が早期に講じられる仕組みづくりを行った。 ・女性管理職の割合：22.1%（H31.4.1） 	評価	C

基本方針2	職員力の向上
推進項目	職員の資質向上と意識改革
取組項目	職員の意識改革

NO	10	所管課	政策推進課		
実施項目	職員提案制度の実施				
現 状 課 題	<p>地方分権の進展に伴う権限移譲等の業務範囲の拡大や社会経済環境の変化による行政ニーズの多種多様化など、数々の行政課題に対応していくためには、それを担う職員の意欲や能力向上が必要である。</p> <p>業務の中で、前例踏襲的な考えを取り除き、意欲的に業務の効率化、市民サービスの向上などを考え行動できる職員の育成、意識改革を図るため、継続的に事務、業務改善に取り組む必要がある。</p>				
改革の取組 (効果) 【平成30年度改定】	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員提案制度の実施 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改善意識の高い職員の育成、業務の効率化、市民サービスの向上につながる職員の意識改革が期待できる。 				
目 標 (目標値) 【平成30年度改定】	<ul style="list-style-type: none"> 実施提案数（年間5提案） 				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成28年度改定】 【平成30年度改定】	△ 見直し検討	○○ 内容確定・実施	○○ 内容確定・実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 職員提案の募集（随時） 提案の審査（年2回） 	進捗度	c
	実施結果	職員提案制度の見直しを行ったため、募集は実施しなかった。	/	
平成28年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 職員提案の募集（随時） 提案の審査（年2回） 	進捗度	b
	実施結果	<p>平成27年度の見直しにより、職員提案は1回のみとしたが、目標としていた年間60提案を上回る76提案を受け付けることができた。意欲的に業務の効率化、市民サービスの向上などを考えられる職員の育成とともに、提案について組織で検討することで職員の意識改革を図った。</p>	/	
平成29年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 職員提案の募集（随時） 提案の審査（年2回） 	進捗度	b
	実施結果	<p>平成29年度は目標である年間60提案を大きく上回る94提案を受け付けることができた。</p> <p>審査回数を2回に増やすとともに、随時募集も行った。一方で、各所属の対応業務が昨年度よりも大幅に増加したため、実施手法の再考が必要。</p>	/	
平成30年度	実施計画 【平成30年度改定】	職員提案の募集、審査	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 提案の仕組みを改正し、政策形成能力の育成も踏まえた「職員提案制度」と、ゼロ予算であらゆる事務の改善を目指す随時募集型の「事務改善提案制度」で実施した。 職員提案制度は市長等による審査とし、採択＝予算化（実現）につなげ、職員の意欲向上につながる仕組みとした。 職員提案制度 提案/3件、採択/3件 事務改善提案制度（随時） 提案9件 	/	
令和元年度	実施計画 【平成30年度改定】	職員提案の募集、審査	進捗度	b
	実施結果	職員提案による事業見直しに代わり、外部有識者との意見交換会による事務事業の見直しを行った。	/	

(様式1)

基本方針2	職員力の向上
推進項目	組織体制の改革
取組項目	効率的で機動的な組織体制整備

NO	11	所管課	総務課		
実施項目	定員管理の適正化と多様な手法による人財の確保				
現 状 課 題	平成17年度に第1次、平成19年度に第2次、平成24年度に第3次定員適正化計画（計画期間：平成24～28年度）を策定し、中長期的な職員数の適正化を進めてきたところである。引き続き持続可能で安定した行政サービスを提供できる組織を維持するとともに、専門性や高い資質を備えた人財を確保するために多様な手法による任用を行うことで変化する行政課題に迅速かつ的確に対応できる機動的な組織をつくる必要がある。				
改革の取組 (効果)	【取組】 ・定員適正化計画の見直し ・専門性や高い資質を備えた人財を確保するための多様な手法による任用の実施 【効果】 ・簡素で効率的な組織機構の編成および行政運営によるコスト削減				
目 標 (目標値)	・定員適正化計画の見直し ・定員適正化計画に基づいた職員数の適正化				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成29年度変更】	◎⇒ 第3次 定員適正化計画	△ 第4次 定員適正化計画 の検討	○○ 第4次 定員適正化計画 の策定・実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	・第3次定員適正化計画に基づく定員管理	進捗度	b
	実施結果	・第3次定員適正化計画に基づき適正な定員管理を実施	/	
平成28年度	実施計画	・第3次定員適正化計画に基づく定員管理 ・第4次定員適正化計画の検討、策定	進捗度	c
	実施結果	・平成29年度当初までの第3次定員適正化計画に基づく適正な定員管理を実施しました。また、平成30年度以降の第4次定員適正化計画については、素案を作成しました。	/	
平成29年度	実施計画 【平成29年度変更】	・第4次定員適正化計画の策定・実施	進捗度	b
	実施結果	・第3次定員適正化計画を改定した。 当初は、第4次定員適正化計画として策定予定をしていたが、今後、3年後の統合庁舎整備に伴う人員配置等が大幅に変更となることから、それまでの間は、第3次定員適正化計画の改訂版として整理を行うこととした。 定数：410人（第3次定員適正化計画と変更なし）	/	
平成30年度	実施計画 【平成30年度改定】	・第3次定員適正化計画改定版に基づく定員管理	進捗度	b
	実施結果	・第3次定員適正化計画に基づき定員管理を行った。 計画に定める定数：410人⇒H30.4.1現在職員数：401人	/	
令和元年度	実施計画 【平成30年度改定】	・第3次定員適正化計画改定版に基づく定員管理	進捗度	b
	実施結果	・第3次定員適正化計画に基づき定員管理を行った。 計画に定める定数：410人⇒H31.4.1現在職員数：406人	/	

(様式1)

基本方針2	職員力の向上
推進項目	組織体制の改革
取組項目	危機管理体制の強化

NO	12	所管課	防災危機管理課			
実施項目	防災情報伝達システムの構築と活用					
現課 状態	<p>現在のシステムは、合併前の旧4町で整備し、古いものでは山東地域の同報系防災行政無線が24年を経過している。また、伊吹地域の防災行政無線は、戸別受信機の製造が停止され、現在は、修理をして対応をしている状況であり、他の地域の防災無線においても老朽化が著しく、不具合も多く発生している。システムも3メーカーの機器が導入され、機能および操作方法も異なり、運用に支障を及ぼす可能性がある。</p>					
改革の取組 (効果)	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線に代わる新たな防災情報伝達システムの整備 整備した防災情報伝達システムを生かした自主防災組織の強化の推進 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時において防災情報を迅速かつ的確に伝え、市民の安心、安全を確保できる手段と制度の確立が期待できる。 					
目標 (目標値) 【平成28年度改定】	<ul style="list-style-type: none"> 新システム実施設計（平成27年度から平成28年度まで） 整備工事および運用開始（平成29年度まで） 平成27年度から防災情報伝達システムを生かせるよう地域防災リーダーの育成と自主防災組織の強化 					
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
スケジュール 【平成28年度改定】	<p>△ 市民説明 △ 自主防災組織の育成・強化</p>	<p>△○ 新システム詳細設計 △ 自主防災組織の育成・強化</p>	<p>◎ 整備工事 (全地域) △ 自主防災組織の育成・強化</p>	<p>☆ 完成 ⇒ 維持管理 △ 自主防災組織の育成・強化</p>	<p>⇒ 維持管理 △ 自主防災組織の育成・強化</p>	
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)						

平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 新システムの実施設計を作成 市民へ新システムの説明を行う。 新システムの概要説明と併せ、自主防災組織の強化を図る。 	進捗度	C
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 米原市防災情報伝達システム基本計画の市民説明会を平成27年8月22日、23日に4会場（山東庁舎、近江公民館、米原庁舎、伊吹薬草の里文化センター）で開催した。 新システムの整備と平成28、29年度の2か年で実施することから、平成28年度に詳細設計を行なうなかで自治会に新システムの概要説明とともに、自主防災組織の強化を図っていただくようお願いする。 	/	
平成28年度	実施計画 【平成28年度改定】	<ul style="list-style-type: none"> 新システムの実施設計を作成 新システムの利用方法の周知と併せ、自主防災組織の強化を図る。 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 米原市防災情報伝達システム自治会説明会を平成28年5月15日に3会場（伊吹庁舎、山東庁舎、米原公民館）で開催した。 新システムの整備を平成28、29年度の2か年で実施することから、平成28年度に詳細設計を行ない、81自治会（83箇所）で音達調査を実施し、屋外スピーカーのスピーカー構成を決定し、自治会長から設置位置の同意書を提出いただいた。また、希望されれば自治会毎に新システムの説明会を自治会に訪問して行っており、今後もきめ細やかに周知を図っていく。 	/	

(様式1)

平成29年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 実施設計に基づき、整備工事を行う。 新システムの利用方法の周知と併せ、自主防災組織の強化を図る。 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の実施設計に基づき、屋外スピーカーを順次設置し、平成30年2月末設置完了 設置箇所数：市内136基 平成29年4月1日から、米原市防災アプリの運用を開始 平成30年2月末現在、防災アプリ登録件数：6,517件 携帯電話（ガラケー）登録件数：1,714件 合計8,231件 平成30年1月より、専用タブレットの配布開始 平成30年2月末現在、申込件数：157件 平成29年5月27日、自治会長向け説明会を3会場で開催。新システムの説明会を自治会等に出向き開催。説明会では自助、共助（自主防災組織）の重要性についても説明 平成30年2月末現在説明会実施件数：65回（3月末までにあと13回実施予定） 自主防災組織強化に向けた取り組みとして、地域防災リーダー研修会（消防団員編64人、自治会編60人）を開催。防災講演会を6月17日に開催、147人が参加 防災資機材の購入に対する補助事業を、55自治会に対し実施 		
平成30年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 新システムの維持管理 地域防災リーダーの育成と自主防災組織の強化を図る。 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報伝達システム供用開始（4月から） 説明会（自治会向け）18自治会 屋外スピーカーの音達調整を実施 50自治会 地域防災リーダー研修会開催 自治会編（5/20）62人 消防団編（9/8、9）55人 出前講座（防災講座）開催 10自治会 防災資機材購入補助事業 60自治会 		
令和元年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 新システムの維持管理 地域防災リーダーの育成と自主防災組織の強化を図る。 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 年間をとおして自治会操作説明 地域防災リーダー研修会 自治会 11月9日 参加71人 消防団 9月7、8日 参加60人 防災資機材購入補助 49自治会 		

(様式1)

基本方針2	職員力の向上
推進項目	組織体制の改革
取組項目	危機管理体制の強化

NO	13	所管課	防災危機管理課		
実施項目	業務継続計画の策定				
現 状 課 題	大規模災害等の発生時においては、行政機能も低下することが想定され、こうした場合であっても最低限維持しなければならない業務を継続して実施できる体制を整える必要がある。しかし、現在、業務継続計画等が整備されておらず、大規模災害等の発生時においては、行政機能の低下を招き市民生活に影響を及ぼすことが考えられる。				
改革の取組 (効果)	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から順次、業務継続計画の作成が必要な災害等の事案を定め、現在行っている事務事業に優先順位を付け、大規模災害時等に滞ることが許されない事務事業を洗い出した上で、事案に対応できる計画を作成する。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害等の発生時において、最低限実施しなければならない業務を継続して実行できる。 				
目 標 (目標値) 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	・業務継続計画（地震編）の策定（平成30年度）				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	△ 調査・検討	△ 調査・検討	△ 調査・検討	○ 計画策定	⇒ 計画の見直し
（△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了）					

平成27年度	実施計画	・業務継続計画の研究と進め方について検討 ・業務継続計画の作成が必要な事案の整理 ・最低限実施する必要がある事務事業の洗い出しを行う。	進捗度	d
	実施結果	・H27年度の市総合防災訓練は、各課において訓練内容を計画し、各課の担当業務の再確認と業務継続計画策定を意識した取り組みを行った。 ・次年度（H28）の市総合防災訓練において、業務継続計画の作成に向け、滞ることが許されない事務事業の洗い出しを行うため、平日に訓練を行い確認・検証作業を行うこととした。	/	
平成28年度	実施計画 【平成28年度改定】	・市総合防災訓練において、滞ることが許されない事務事業の洗い出しを行う。	進捗度	d
	実施結果	・平成28年度の市総合防災訓練において、平日に訓練を行い、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画（BCP）の作成に向け確認・検証作業を行った。結果として、BCPについては、市独自での策定は困難と判断し、外部機関の支援を得る形で策定を行っていく。	/	
平成29年度	実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	・業務継続計画策定に係る検討	進捗度	b
	実施結果	・本年度は業務継続計画の策定に向け、国などが主催する研修会へ参加した。研修では業務継続計画だけでなく、受援体制の確保も含めた計画が必要であるとの説明を受けた。内部での検討の結果、平成30年度は、3年後の統合庁舎整備時の機構改革を見据え、内閣府が策定した「業務継続計画の策定に向けた手引き」に基づき、簡易的な業務継続計画の策定を行い、統合庁舎整備後に、外部機関の支援を得る形で、改めて機構改革後の内容で計画を策定（修正）することとした。	/	
平成30年度	実施計画 【平成29年度変更】	・業務継続計画の策定	進捗度	b
	実施結果	・平成30年度中の策定に向け、事務事業の洗い出し、策定ワーキングチーム設置の準備を進めたが、統合庁舎整備の関連により、未決定事項が多いため、整備の進捗に併せて策定を進める。（部長会議で決定）	/	
令和元年度	実施計画 【平成31年度変更】	・業務継続計画策定に係る検討	進捗度	d
	実施結果	・米原市地域防災計画の修正等とあわせ、令和2・3年度で実施することとした。	/	

(様式1)

基本方針2	職員力の向上
推進項目	組織体制の改革
取組項目	危機管理体制の強化

NO	14	所管課	総務課		
実施項目	コンプライアンスの徹底				
現 状 課 題	市政運営を着実に進めるためには、市に対する市民からの信頼が不可欠である。職員による違法行為や不祥事を防止するため、組織的なコンプライアンスの取組を徹底していく必要がある。				
改革の取組 (効果)	【取組】 ・米原市職員コンプライアンス行動指針の徹底 【効果】 ・市民から信頼される市役所の確立				
目 標 (目標値) 【平成29年度変更】	・職員による不祥事発生件数、交通事故（人身事故）発生件数（0件） ・コンプライアンスに係る研修実施の維持				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成30年度改定】	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	○・◎ コンプライアンス 行動指針の改訂	⇒ 行動の実践	⇒ 継続実施
（△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了）					

平成27年度	実施計画	・公務員倫理研修、交通安全研修等の実施 ・服務規律、コンプライアンス行動指針の徹底	進捗度	b
	実施結果	・公務員倫理研修、交通安全研修等の実施 ・服務規律、コンプライアンス行動指針の徹底	/	
平成28年度	実施計画	・公務員倫理研修、交通安全研修等の実施 ・服務規律、コンプライアンス行動指針の徹底	進捗度	b
	実施結果	・公務員倫理研修、交通安全研修等の実施 ・服務規律、コンプライアンス行動指針の徹底 コンプライアンスに係る研修 公務員倫理研修（10/7）30人、所属別公務員倫理研修 336人 安全運転意識向上研修（1/20）47人	/	
平成29年度	実施計画 【平成29年度変更】	・服務規律、コンプライアンス行動指針の徹底 ・コンプライアンスに係る研修実施の維持（公務員倫理研修（管理職・所属別）、交通安全研修）	進捗度	b
	実施結果	・平成29年度に相次いで発生した不祥事の発生により、不祥事再発防止対策委員会を設置、その事件の背景や対策についてまとめるとともに、平成24年に策定したコンプライアンス行動指針を見直し、不祥事の再発防止と市民の信頼回復に向けた実践行動計画を策定した。 所属別基礎研修（各所属で倫理・人権・接遇研修を11月までに実施） 9/3公務員倫理研修（各所属1名以上）、1/16安全運転意識向上研修 所属別倫理研修（不祥事発生後、12月、3月に実施）	/	

(様式1)

平成30年度	実施計画 【平成29年度変更】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 服従規律、コンプライアンス行動指針の徹底 ・ コンプライアンスに係る研修実施の維持（公務員倫理研修（管理職・所属別）、交通安全研修） 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度および平成30年度に、公共工事の発注事務に係る職員の不祥事が相次いだことから、市民の信頼回復を図るため、発注事務における秘密の漏えい、官製談合、収賄などの不祥事を防止するため、職員が行う全ての発注事務について、関係法令はもとより、守秘義務および綱紀の保持を徹底するための基本的なルールとして、平成30年7月に米原市発注者綱紀保持規程（以下「発注者綱紀保持規程」という。）を策定した。 ・ 平成30年7月12日に「平成30年度コンプライアンス市職員全体研修会」を開催し、発注者綱紀保持規程について全体学習会を開催するとともに、公正取引委員会経済取引指導官による入札談合（官製談合防止法）について講義をしていただき、事例による学習や官製談合防止法について学習し、不祥事の原因を知るとともに、公正・公平な事務処理について理解を深めた。 ・ 所属別基礎研修では、倫理研修を総務課が作成した資料で2か月に1回のペースで実施するとともに、人権・接遇研修を実施した。 ・ コンプライアンス向上の一環として、交通ルールを遵守し安全運転意識を高めるため、平成31年1月28日に安全運転意識向上研修を実施した。 		
令和元年度	実施計画 【平成29年度変更】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 服従規律、コンプライアンス行動指針の徹底 ・ コンプライアンスに係る研修実施の維持（公務員倫理研修（管理職・所属別）、交通安全研修） 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事の発注事務に係る不祥事を防止するため、令和元年7月29日、31日に入札契約制度の基礎および発注者綱紀保持ガイドライン研修を行い、入札契約事務手続の正しい理解と発注事務における守秘義務および綱紀の保持のための基本的なルールについて理解を深めた。 ・ コンプライアンスの向上を図るため、令和元年8月20日にコンプライアンス市職員全体研修会を開催し、公務員に求められる高い倫理観（遵法性、良識性、誠実性、公正性、主体性）について理解を深めた。また、職員不祥事に伴い、コンプライアンスが高め合える組織づくりを進めるため、令和2年2月18日にコンプライアンス市職員全体緊急集会を開催し、コンプライアンスを推進するための組織づくりについて研修を実施した。 ・ 公務員倫理研修では、2か月に1回のペースで総務課で作成した資料に基づき、所属別基礎研修として実施した。 ・ 交通ルールを順守し安全運転意識を高めるため、令和2年1月27日に安全運転意識向上研修を実施した。 		

基本方針3	自立した行政経営の推進	
推進項目	行政サービスの質的改革	
取組項目	行政評価（事業評価と事業整理）の推進	重点項目

NO	15	所管課	政策推進課		
実施項目	事務事業の見直し				
現 状 課 題	<p>現行の事務事業評価では、適切な指標設定や評価等のPDCAサイクルが十分に機能しているとはいえ、事務事業の見直しにつながるケースが少ない状況である。</p>				
改革の取組 (効果)	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2次総合計画の策定作業と併せて、総合計画の進行管理を兼ねた行財政マネジメントシステムの見直しを行い、より効果的、効率的な仕組みとして再構築する。 新たなシステムの運用により、PDCAサイクルを機能させ、事業等の改善、効率化、スクラップを図る。 市民視点での評価について検討する。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たなシステムの構築と運用による、効率的で効果的な事務事業の実施 				
目 標 (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> 新たな行財政マネジメントシステムの構築の中で設定する。（平成28年度予定） 				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成30年度改定】	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施 △○ 中期的な見直し計画策定	⇒ 継続実施 ◎ 計画に基づき実施
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	現行の行財政マネジメントシステムによる事業見直しの推進	進捗度	b
	実施結果	・経年的に実施してきた事業や制度等について点検し、廃止を含めた見直しに取り組むことを基本に事業見直しに取り組んだ。	評価	B
平成28年度	実施計画	新たな行財政マネジメントシステムによる推進（新たなシステムの中で指標を設定する。）	進捗度	b
	実施結果	・新たな行財政マネジメントシステムの下、事業の成果を確認するためにふさわしい指標の設定に取り組んだ。財政課と政策推進課が連携し、平成29年度予算事業およびスクラップ事業の検討、ヒアリング方針を整理した上で、事務事業のヒアリングを実施し、その結果を予算要求に反映させるように取り組んだ。持続可能な行財政運営のためには事務事業の選択と集中が必要なことから、引き続き、事務事業の見直しに全庁的に取り組む。	評価	B
平成29年度	実施計画	新たな行財政マネジメントシステムによる推進（新たなシステムの中で指標を設定する。）	進捗度	b
	実施結果	・総合計画アクションプラン調書に、公民連携の推進に関する指針に基づく内容を盛り込んだ。 ・事務事業の見直しに係るヒアリングを実施 ・総合計画アクションプラン調書（兼事務事業評価シート）の作成および事務ヒアリングの実施	評価	B
平成30年度	実施計画 【平成30年度改定】	・新たな行財政マネジメントシステムによる推進（新たなシステムの中で指標を設定する。） ・中期的な事務事業見直し計画策定	進捗度	b
	実施結果	・公民連携の推進を含め、事業の抜本的見直しを検討するため、行財政改革プロジェクトチームを立ち上げ、各部署で全219項目の洗い出しを進め、うち164項目について見直しを進めることとした。 ・中長期的な事務事業見直し計画は、引き続き計画策定を進める。	評価	B
令和元年度	実施計画 【平成30年度改定】	・新たな行財政マネジメントシステムによる推進（新たなシステムの中で指標を設定する。） ・中期的な事務事業見直し計画に基づく見直しの実施	進捗度	b
	実施結果	・新たな行財政マネジメントシステム（アクションプラン調書の様式を変更）による進捗管理を行った。 ・2019年度に実施した事務事業見直し項目のうち、各部1事業について外部有識者との意見交換会を行い、次年度以降の事務事業の進め方を検討した。	評価	B

基本方針3	自立した行政経営の推進
推進項目	行政サービスの質的改革
取組項目	市民意向の的確な反映

NO	16	所管課	政策推進課		
実施項目	市民意識調査の実施と反映				
現課 状態	市民意識調査は、市政全般への市民の評価やニーズを把握するものであり、政策や施策の方向性を検討する上で活用しているが、政策、施策レベルの行政評価を行っていないことから、市民意識調査の結果を効果的に活用できておらず、内部的な資料としての活用にとどまっている。				
改革の取組 (効果)	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2次総合計画の策定に合わせて、市民意識調査の調査項目ならびに調査結果を政策、施策に反映する仕組みを第2次総合計画の進行管理（行財政マネジメントシステム）に組み込み、運用する。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査の結果を市政へ的確に反映し、より実態に応じた施策の展開が図れる。 				
目標 (目標値)	市民意識調査における市民満足度（前年度対比）の向上（各施策への「満足」の割合の平均値）				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成29年度変更】	△◎ 調査項目の見直し △ 反映の仕組みの検討	◎ 実施 ◎ 実施	⇒ 継続実施 ⇒ 継続実施		⇒ 継続実施 ⇒ 継続実施
（△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了）					

平成27年度	実施計画	第2次総合計画の策定に合わせて、市民意識調査の調査項目を、今後の市政の推進に重要なものに見直し、実施する。	進捗度	b
	実施結果	市内在住18歳以上の2,000人に対して市民意識調査を実施し、回収率は55.4%（前年度比+0.6%）となった。 市民意識調査では、第1次総合計画におけるまちづくりの成果の経年変化を把握するため、従来からの項目に加え、定住意向、日常の買い物に関する意向など新たな項目を追加し、まちづくりの成果と現代的な課題に対する市民意識を調査・分析して、第2次米原市総合計画（素案）の作成に反映した。	/	
平成28年度	実施計画	市民意識調査を実施し、その結果を政策・施策に反映する仕組みを第2次総合計画の進行管理（行財政マネジメントシステム）に組み込み、運用する。（市民意識調査における市民満足度の前年度からの向上）	進捗度	b
	実施結果	市内在住18歳以上の2,000人に対して市民意識調査を実施し、回収率は59.5%（前年度比+4.1%）となった。 第2次総合計画の施策目標ごとの成果指標として、データなどから客観的に成果を測る客観的指標と、市民の主観から成果を測る主観的指標を設定し、主観的指標は市民意識調査の設問で把握するように整理した。 市民意識調査における市民満足度（各施策への満足度の平均値）は平成27年度から2.1%ダウンした。	/	
平成29年度	実施計画	継続実施（市民意識調査における市民満足度の前年度からの向上）	進捗度	b
	実施結果	市内在住18歳以上の2,000人に対して市民意識調査を実施し、回収率は56.3%（前年度比-3.2%）となった。 市民意識調査における市民満足度（各施策への満足度の平均値）は平成28年度から1.8%アップした。 公共交通の充実について、市民意識調査の中で常に不満度が上位であったことも踏まえ、平成29年度に乗り合いタクシーの運行の見直しを柱とした市内公共交通の見直しを行った。	/	
平成30年度	実施計画 【平成29年度変更】	平成29年度以降は隔年で実施	進捗度	b
	実施結果	隔年実施のため、実施せず。	/	
令和元年度	実施計画 【平成29年度変更】	継続実施（市民意識調査における市民満足度の前回調査からの向上）	進捗度	b
	実施結果	市内在住18歳以上の2,000人に対して市民意識調査を実施し、回収率は49.7%（前回比-6.6%）となった。 市民意識調査における市民満足度（各施策への満足度）は、前回（H29年度）と比較し、33施策のうち30施策で満足度・重要度がアップした。 公共交通の充実について、前回調査より重要度が高まり、満足度が低下している。	/	

基本方針3	自立した行政経営の推進
推進項目	行政サービスの質的改革
取組項目	ICT活用の推進

NO	17	所管課	管財課/平成30年度から情報政策課		
実施項目	行政クラウドの導入				
現 状 課 題	行政システム等は、そのほとんどが市が独自で調達し、導入経費の負担が大きい。現在、クラウドシステムで運用しているものは、例規システムとメール配信システムのみである。 庁舎に行政システム等を設置している場合、大規模災害時のデータの喪失や業務の停止など様々な危険が予想される。				
改革の取組 (効果)	【取組】 ・行政クラウド導入に向けた調査、検討および協議を行う。 ・行政クラウドの導入 【効果】 ・省スペース化、イニシャルコストの低減（財政負担の平準化）、大規模災害時のデータ喪失や業務停止の危機軽減、業務の平準化等の効果が期待できる。				
目 標 (目標値)	・システム導入に係るイニシャルコストの大幅なダウン ・システム利用については現行のシステム並のランニングコストで運用 ・大規模災害時にも早急に復旧できるシステムの導入				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成28年度改定】	△ 導入に向けた調査	△ 個人情報保護審議会 セキュリティポリシーの修正	△ ○ プロジェクトの設置 方針の決定、仕様書等 の作成	◎ 導入に向けた実務 業者選定等	⇒ 導入に向けた実務 移行作業 (導入、運用開始は次年度)
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 行政クラウド導入に向けた調査（他自治体の動向や共同利用が可能な自治体の調査および視察） 行政クラウドについて横断的なプロジェクトの設置 	進捗度	c
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 行政クラウド導入に向けた他自治体の動向について情報収集を実施。 番号制度検討プロジェクトチームのコア会議にて自治体クラウドによる証明書コンビニ交付サービスの導入を検討し、契約を締結。 	/	
平成28年度	実施計画 【平成28年度改定】	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトで協議し、行政クラウド導入に向けた方針やスケジュールを決定し、仕様書等の作成 他自治体との交渉、協議も併せて行う。 クラウド導入に伴う外部提供のための個人情報保護審議会 セキュリティポリシーの修正 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 行政クラウド導入に向けた他自治体の動向について情報収集を実施。 おうみ自治体クラウド協議会の事務局（草津市）へ視察を行い、意見交換を行った。 次期基幹系システム検討委員会を設置し、おうみ自治体クラウドの調査を行った。 4月に個人情報保護審議会に個人情報の外部提供について諮り、承認を得た。 米原市情報セキュリティポリシーの改正案を起案した。 	/	
平成29年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 業者（共同利用できるクラウド）の選定 業務の点検などの実施 	進捗度	a
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 次期基幹系システム検討プロジェクトチームを組織し、検討会議を4回開催した。 検討PJ会議にて「おうみ自治体クラウド協議会」への加盟の方向性を出し、ICT推進会議で方針を決定した(10/16)。 同協議会加入の協定書を締結した(10/23)。 本市議会での同協議会加盟承認の議決(12/22)をいただいた。 米原市を含めた「おうみ自治体クラウド協議会」設立届を提出予定(H30.4/2)。 	/	
平成30年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> スケジュールに沿って行政クラウドへの移行作業 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 米原市を含めた「おうみ自治体クラウド協議会」設立届を県知事に提出(4/1) ICT推進会議で次期システム稼働日【令和2年(2020年)8月11日】を決定 	/	
令和元年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> スケジュールに沿って行政クラウドへの移行作業の実施 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 業務担当者全体会議（キックオフ）開催（6/26） 令和2年8月11日本稼働に向け、各業務担当者や構築事業者との協議を随時実施。 構築、データ移行、ネットワーク改修、パソコン調達等各種契約を締結。 	/	

基本方針3	自立した行政経営の推進
推進項目	行政サービスの質的改革
取組項目	ICT活用の推進

NO	18	所管課	広報秘書課/平成30年度から情報政策課		
実施項目	公共Wi-Fiの充実				
現 状 課 題	<p>災害時の通信手段確保や、訪日外国人旅行者に対する利便性向上などの側面から、無料Wi-Fi拠点の整備が急務となっている。</p> <p>滋賀県においても、官民一体の県域無料Wi-Fi整備促進研究会が設置され、広域整備に向け検討している。</p>				
改革の取組 (効果)	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設へのWi-Fi整備 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、更に保有率が高まるスマートフォンを使用する市民の利便性が向上し、特に、災害時の通信手段の確保につながる。 2020年東京オリンピック・パラリンピック、第79回国民体育大会（滋賀国体）などの開催に伴い増加が見込まれる旅行者に対するサービス向上につながる。 				
目 標 (目標値) 【平成28年度改定】	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難場所や観光拠点でのインターネットによる情報収集と発信を容易にする。 				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	△ 調査・研究	△○ 関係各課との協議 整備方針検討 整備計画作成	◎ 整備	⇒ 継続	⇒ 継続
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	公共Wi-Fi整備に向けた調査、研究および整備方針の決定	進捗度	d
	実施結果	滋賀県主催の「県域無料Wi-Fi活用に係る研修会」に参加	/	
平成28年度	実施計画 【平成28年度改定】	公共Wi-Fi整備に向けて関係各課と協議を行い整備方針について検討	進捗度	b
	実施結果	庁内で組織する公衆無線LAN環境整備検討プロジェクトチームにより協議を行い、米原市公衆無線LAN環境整備計画を策定した。	/	
平成29年度	実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	関係各課と連携して、整備計画に基づく整備を推進	進捗度	b
	実施結果	米原市公衆無線LAN環境整備計画に基づき公共Wi-Fi整備を実施した。 ㈱ZTVとの協議により、伊吹・山東地域の広域避難所に22か所整備済。 地域BWAシステム送信局の設置（H29.8設置）により、米原地域の広域避難所等4か所の環境整備が整った。	/	
平成30年度	実施計画 【平成28年度改定】	公共Wi-Fi整備計画に基づく整備	進捗度	b
	実施結果	米原市公衆無線LAN環境整備計画に基づき公共Wi-Fi整備を実施した。 ㈱ZTVとの連携により指定避難所14か所に公共Wi-Fiを整備。指定避難所40か所のうち39か所に整備が完了した。未整備の伊吹高校は2019年夏の外壁工事終了後実施で調整済み。（米原駅には商工観光課により整備が完了。）	/	
令和元年度	実施計画 【平成28年度改定】	公共Wi-Fi整備計画に基づく整備	進捗度	b
	実施結果	米原市公衆無線LAN環境整備計画に基づき公共Wi-Fi整備を実施した。 ㈱ZTVとの連携により指定避難所1か所（県立伊吹高校）に公共Wi-Fiを整備。（追加指定されたおうみ認定こども園以外の避難所には全て設置完了）	/	

基本方針3	自立した行政経営の推進
推進項目	行政サービスの質的改革
取組項目	ICT活用の推進

NO	19	所管課	市民窓口課/平成30年度から地域協働課		
実施項目 【平成29年度変更】 【平成30年度改定】	マイナンバーカードの普及促進				
現 状 課題 【平成29年度変更】	市民が各種証明書を取得するためには、各庁舎または行政サービスセンターの窓口へ出向くか郵送請求により取得することとなる。また、受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までで、毎週木曜日のみ2庁舎で午後7時まで窓口業務の延長を行っている。マイナンバー法が施行され、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスを平成28年10月から実施している。このコンビニ交付サービスを普及させるために、マイナンバーカードの交付率を上げる。				
改革の取組 (効果) 【平成29年度変更】	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口においてカード申請に必要な写真撮影サービスや出前講座を実施することによりマイナンバーカードの普及促進に努める。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の閉庁時（夜間、休日）でも、全国のコンビニエンスストアで証明書を取得することができる。 ・コンビニ交付の導入により、窓口の混雑が緩和され、市民からの戸籍の届出や各種の手続に係る相談など、対面での業務を中心にサービスの充実が図れる。 				
目 標 (目標値) 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	・マイナンバーカード交付枚数（累計） 13,000枚（平成38年度）				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成28年度改定】	○ システム改修	◎ 10月実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施
（△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了）					

平成27年度	実施計画	・コンビニ交付対応システム導入 ・個人番号カードの啓発等	進捗度	b
	実施結果	・コンビニ交付対応システムについては、自庁式からクラウド利用方式に変更して改修することとし、各種証明書のコンビニ交付サービスを平成28年10月から開始することに決定した。 ・マイナンバー（個人番号）カードについては、広報掲載や窓口において市民にお知らせし、また、出前講座の開催、チラシを広報「まいばら」に折込するなどして啓発した。	/	
平成28年度	実施計画 【平成28年度改定】	・コンビニ交付サービス開始（10月）	進捗度	b
	実施結果	・各種証明書のコンビニ交付サービスを平成28年10月1日から順調に開始することができた。【取得できる証明書：住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、市県民税所得課税証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し】	/	
平成29年度	実施計画 【平成29年度変更】	・マイナンバーカードの交付枚数（累計）4,000枚	進捗度	b
	実施結果	・来庁された方に対して積極的にカード作成の案内ができた。 ・マイナンバーカード交付数4,060枚（H30.2月末時点） ※マイナンバー写真撮影584枚、出前講座2回（5/19、7/22）	/	
平成30年度	実施計画 【平成29年度変更】	・マイナンバーカードの交付枚数（累計）5,000枚	進捗度	c
	実施結果	・来庁された方に対して積極的にカード作成の案内ができた。 ・マイナンバーカード交付数4,973枚（H31.3月末時点） ※マイナンバー写真撮影529枚 ※コンビニ交付枚数745枚（H29年度555枚）約34%増	/	
令和元年度	実施計画 【平成29年度変更】	・マイナンバーカードの交付枚数（累計）6,000枚	進捗度	b
	実施結果	・マイナンバーカード交付数6,020枚（R2.3月末時点） ※マイナンバー写真撮影644枚 ※コンビニ交付枚数979枚	/	

基本方針3	自立した行政経営の推進
推進項目	行政サービスの質的改革
取組項目	ゼロ予算、低予算事業の実施

NO	20	所管課	政策推進課		
実施項目	職員力事業の実施				
現 状 課 題	社会経済環境の変化や厳しい財政状況の中、多種多様化する市民ニーズに対応するため、職員の人件費も事業費として捉え、より質の高いサービスを提供する必要がある。				
改革の取組 (効果)	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の創意工夫や市民、事業者等との協働により、経費を掛けずに実施できる事業（ゼロ予算、低予算）を立案し、実施する。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の意識向上が図れるとともに、サービスの質的向上が期待できる。 				
目 標 (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ゼロ予算、低予算事業の継続的な実施 (市民サービスの拡大や地域課題を解決するための取組の実施 「自治会カルテを活用した地域の健康診断」、「地域防災力の強化事業」など) 				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	・ゼロ予算、低予算事業を「未来へつなく職員力事業」としてとりまとめ、職員の創意工夫や市民等との協働への意識を高め、意識改革を図る。	進捗度	b
	実施結果	・職員一人一人が希望都市まいばらの実現を目指して考え、行動し、市民サービスの拡大や地域課題の解決につながるを中心に、予算を伴わない重点的な取組を「未来へつなく職員力事業」とし、大きな経費をかけることなく特色のある事業を実施した。	/	
平成28年度	実施計画	・ゼロ予算、低予算事業を「未来へつなく職員力事業」としてとりまとめ、職員の創意工夫や市民等との協働への意識を高め、意識改革を図る。	進捗度	b
	実施結果	・職員一人一人が希望都市まいばらの実現を目指して考え、行動し、市民サービスの拡大や地域課題の解決につながるを中心に、予算を伴わない重点的な取組を「未来へつなく職員力事業」とし、大きな経費をかけることなく特色のある事業を実施しました。	/	
平成29年度	実施計画	・ゼロ予算、低予算事業を「未来へつなく職員力事業」としてとりまとめ、職員の創意工夫や市民等との協働への意識を高め、意識改革を図る。	進捗度	b
	実施結果	・「SNSを活用した情報発信」、「地域担当職員制度」、「人・農地プラン推進」、「出前講座」など、ゼロ予算事業、低予算事業を「未来へつなく職員力事業」として実施し、市民サービスの拡充と地域課題の解決に向けて取り組んだ。	/	
平成30年度	実施計画	・ゼロ予算、低予算事業を「未来へつなく職員力事業」としてとりまとめ、職員の創意工夫や市民等との協働への意識を高め、意識改革を図る。	進捗度	b
	実施結果	・「事務事業見直しの検討」、「クラウドファンディングの推進」、「働き方改革」など、ゼロ予算事業、低予算事業を「未来へつなく職員力事業」として実施し、市民サービスの拡充と地域課題の解決に向けて取り組んだ。	/	
令和元年度	実施計画	・ゼロ予算、低予算事業を「未来へつなく職員力事業」としてとりまとめ、職員の創意工夫や市民等との協働への意識を高め、意識改革を図る。	進捗度	b
	実施結果	・「クラウドファンディング（GCF含む。）の推進」、「AI会議録システムによる職員の働き方改革」など、ゼロ予算事業、低予算事業を実施し、地域課題の解決と事務の効率化に向けて取り組んだ。	/	

基本方針3	自立した行政経営の推進		
推進項目	公共施設の適正化		
取組項目	公共施設の再配置（統廃合）の推進	重点項目	

NO	21	所管課	管財課		
実施項目	公共施設再編の推進				
現 状 課 題	平成25年10月に米原市公共施設等再編計画を策定し、遊休施設の処分を計画的に実施している。公共施設の統廃合については、民間資金等（PPP/PFI等）の活用など様々な手法を取り入れ、経費の削減、サービスの維持向上を図りつつ、再配置を進める必要がある。				
改革の取組 (効果)	【取組】 ・公共施設再編計画に基づく進捗管理 【効果】 ・効率的で効果的な施設の再配置および管理運営 ・必要性の低い施設の廃止または統廃合や安全性の低い施設の廃止による財政負担の軽減				
目 標 (目標値)	公共施設等再編計画に基づき施設の統廃合を行う。 (全129施設 内訳 廃止：16施設、転用：41施設、維持：71施設、更新：1施設)				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成30年度改定】	⇒ 継続実施 (解体および施設の統廃合)	⇒ 継続実施 (解体および施設の統廃合)	⇒ 継続実施 (解体および施設の統廃合)	○ 個別計画の見直し	⇒ 継続実施
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	・公共施設再編計画に基づき解体および施設の統廃合を進める。 ・計画に基づく進捗管理、ヒアリングの実施	進捗度	b
	実施結果	・老朽施設の解体を行うほか、必要性の低い施設の譲渡を進めた。 14施設について、条例廃止・建物解体・土地等の譲渡できた。 建物面積では、述べ7,956、24m ² の減となった。	評価	A
平成28年度	実施計画	・公共施設再編計画に基づき解体および施設の統廃合を進める。 ・計画に基づく進捗管理、ヒアリングの実施	進捗度	b
	実施結果	・老朽施設の解体を行うほか、必要性の低い施設の譲渡を進めた。 ・施設所管課へ進捗状況の調査を実施した。	評価	B
平成29年度	実施計画	・「米原市公共施設再編計画」を公共施設等総合管理計画に基づく個別計画として位置付け、「米原市公共施設再編計画」を見直す。	進捗度	c
	実施結果	・公共施設再編計画の見直しができなかった。 ・社会教育施設である「大原生涯学習センター」については、平成30年第1回市議会定例会において、米原市生涯学習センターの一部を改正する条例が可決され廃止となった。	評価	C
平成30年度	実施計画 【平成29年度改定】	・「米原市公共施設再編計画」を公共施設等総合管理計画に基づく個別計画として位置付け、「米原市公共施設再編計画」を見直す。	進捗度	b
	実施結果	・公共施設再編計画の進捗状況についての整理を行うとともに、目標未達成施設の今後の方針等の確認を行った。 ・公共施設再編計画の見直しについては、観光施設のPFI導入検討や既存庁舎の利活用検討等が必要であるため、再編計画での最終の目標年度であるR2年度にて行う。	評価	B
令和元年度	実施計画 【平成30年度改定】	・公共施設再編計画に基づく進捗管理。	進捗度	b
	実施結果	・令和2・3年度にかけて、公共施設再編計画および公共施設等総合管理計画を改定し、一本化した計画とするように改定準備を行った。	評価	B

基本方針3	自立した行政経営の推進	NO	22
推進項目	財政基盤の健全化	実施項目	国民健康保険事業
取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	所管課 保険課、健康づくり課

現 状 課 題 ▼	国では医療制度改革骨子（案）が示され、国民健康保険事業運営については平成30年度から財政運営が県へ移行する予定である。しかし、賦課徴収、資格管理、給付決定、保健事業等は市町の役割となる見込みである。 市の国民健康保険事業は、65歳以上の高齢者の加入割合が高いことから県下でも医療費は高い状況である。また、厳しい経済状況の中で国民健康保険被保険者の所得は伸び悩んでおり、安定した保険給付を維持するための財源確保は厳しい状況である。 医療費適正化のためには生活習慣病の予防等が重要であり、特定健康診査、特定保健指導等の更なる充実に努めることが必要である。また、シセプト点検、ジェネリック医薬品の普及、啓発に引き続き取り組み、財政の安定化、健全化に努める。
---------------------	---

改革の取組		年次計画（スケジュール）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財源の確保	・短期保険証の活用や、滞納者への折衝機会を増やす他、嘱託徴収員の活用等により徴収率の向上を図る	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施
事業の広域化	・国民健康保険の保険者の都道府県移行（平成30年度から都道府県との共同運営、財政運営の責任主体は県へ）	△ 検討・協議	⇒ 共同運営の準備	⇒ 共同運営の準備	◎ 実施	⇒ 継続実施
経費の削減	・医療費の適正化（削減）には生活習慣病の予防が重要である。生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導等の実施について医療費データを活用したデータヘルス計画等に沿って効率的に実施する。	◎ 効率的な保健事業の実施	⇒ 継続実施	◎ 各保健計画の見直し	◎ 実施	⇒ 継続実施
目標（目標値）		（△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了）				

- ・収納率向上⇒県広域支援化方針の目標収納率95%達成を目標として、短期保険証の活用、嘱託徴収員の雇用等を継続実施する（H25年度実績93.8%）。
- ・受診率向上⇒特定健診の未受診者対策を継続して実施し、特定健診実施計画に定める目標である平成29年度60%を目指す。

取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	実施項目	国民健康保険事業		
平成27年度	実施計画	・医療保険制度の財政基盤の安定化に向け、財政支援の拡充や運営等の在り方に関し、更なる充実に国等への要望 ・都道府県との共同運営に向け、業務などを都道府県と市町が適切に役割分担について国の制度改革を受け具体的な内容について検討する			進捗度	b
	実施結果	・国民健康保険が抱える財政上の問題は本市のみならず全国的な問題であるため、本市も参加する近畿都市国民健康保険者協議会において、国に対する要望活動を行った。 ・滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会の作業部会に参画し、県との共同運営に向けた具体的な検討を行った。			評価	B

平成28年度	実施計画 【平成28年度改定】	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険制度の財政基盤の安定化に向け、財政支援の拡充や運営等の在り方に関し、更なる充実を国等への要望 都道府県との共同運営に向け、業務などを都道府県と市町が適切に役割分担について国の制度改正を受け具体的な内容について検討し、平成30年度からの実施に向け準備作業を始める。 特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、特定保健指導終了率の向上を図る。 特定健康診査の結果を受け、更に詳細の検査を要する人に対する健診機会を創設する。 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 近畿都市国民健康保険者協議会を通じて、財政支援の拡充等についての要望を行った。 県運営方針検討協議会および作業部会において具体的な検討を行った。 特定健康診査受診率の向上に向け、未受診者対策や健康づくりインセンティブ事業などを行った。 特定健康診査結果に基づき、対象者に生活改善のための指導や、適切な治療への指導を行った。(特定保健指導対象者、特定保健指導対象者以外のハイリスク者など) 保健指導対象者のうち、ハイリスク者に対し、必要な検査(2次健診)を実施し、その検査結果をもとに、より強い動機づけによる生活改善や医療受診につなげた。 	評価	B
平成29年度	実施計画 【平成28年度改定】	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険制度の財政基盤の安定化に向け、財政支援の拡充や運営等の在り方に関し、更なる充実を国等への要望 県との共同運営に向け、県と市町の具体的な役割分担を決定し、平成30年度からの実施に向けて準備を行う。 特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、特定保健指導終了率の向上を図る。 特定健康診査の結果を受け、更に詳細の検査を要する人に対する健診機会を創設する。 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 近畿都市国民健康保険者協議会を通じて、財政支援の拡充等についての要望を行った。 県運営方針検討協議会および作業部会において具体的な検討を行いつつ、平成30年度に向けた準備を進めた。 特定健康診査受診率の向上に向け、ハガキや電話、訪問等により受診勧奨や、健康づくりインセンティブ事業などを行った。 特定健康診査結果に基づき、対象者へ訪問等により生活改善のための指導や適切な治療への指導を行った。(特定保健指導対象者、特定保健指導対象者以外のハイリスク者など) 保健指導対象者のうち、ハイリスク者に対し、更に詳細な検査(2次健診)を実施し、体の状況を認識してもらい生活改善や医療受診につなげた。 	評価	B
平成30年度	実施計画 【平成28年度改定】	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の保険者の県移行 市町の事務効率化、平準化等について県と協議して進める。 特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、特定保健指導率の向上を図る。 特定健康診査の結果を受け、更に詳細な検査を要する人に対する健診機会を創設する。 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の保険者について米原市から滋賀県に移行を完了した。 県下の市町および県と保険料統一等について協議を進めた。 特定健康診査の受診率の向上を目指しインセンティブ事業を展開し、44.9%であった。また、特定保健指導率については76.7%であった。 	評価	B
令和元年度	実施計画 【平成28年度改定】	<ul style="list-style-type: none"> 市町の事務効率化、平準化等について県と協議して進める。 特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、特定保健指導終了率の向上を図る。 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 県下の市町および県と保険料統一等について協議を進めた。 特定健康診査の受診率の向上を目指しインセンティブ事業を展開し、48%であった。また、特定保健指導率については70.6%であった。 	評価	B

基本方針3	自立した行政経営の推進	NO	23
推進項目	財政基盤の健全化	実施項目	介護保険事業
取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	所管課
			くらし支援課

現 状 課 題 ▼	市の高齢者人口（65歳以上）は増加の一途をたどり、平成27年2月1日現在の高齢者数は「10,785人」で、高齢化率は「26.90%」となっている。さらに、要介護認定者の割合が大きい75歳以上の後期高齢者数は5,738人であり、高齢者人口のうち、5割以上を占め、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年（平成37年）までは、今後も増加し続けると予測されている。また、要介護認定者の増加等に伴い、平成17年から平成26年までほぼ毎年約1億円以上介護給付費が増加しており、平成26年度においては事業基金の残高がなくなり、不足する介護保険料分の歳入財源として県の財政安定化基金事業貸付金の貸付けを受けた。その結果、次年度以降の介護保険料に借入金返済分を上乗せすることとなっている。 このような状況から、更なる介護給付費の増加を抑制するため、引き続き要介護状態にならないよう各種予防事業に取り組み、各種介護給付適正化事業を推進する必要がある。
-----------------	--

改革の取組		年次計画（スケジュール）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収益の増加	・増加し続ける介護給付費に対応するため、今後の給付見込みを推計し、必要となる介護保険料の改正を行う。	◎ 保険料改正	⇒ 継続実施	⇒継続実施 △検討・協議 ○方針決定・策定	◎ 保険料改正	⇒ 継続実施
総合事業の導入	・新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合支援事業）を導入し、介護認定に至らない高齢者や要支援高齢者の重症化防止推進し、費用の効率化を図る。	△ 検討・協議	◎ 実施	⇒継続実施 △事業評価	⇒継続実施 △検討・協議	⇒ 継続実施
繰入金の抑制	・要介護認定者が増え、介護給付費の増加に伴い、繰入金も増加していく。繰入金抑制のためには、要介護状態の予防や重症化防止など各種予防事業に努め、併せて各種介護給付適正化事業を推進し、給付費の抑制を図る。	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施
目標（目標値）		（△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了）				

◎第6期（H27～H29）介護保険事業計画／高齢者福祉計画に定める各種事業施策を推進し、持続的・安定的な介護保険特別会計の運営を図る。
 ・新しい総合事業を導入し、要介護状態にならないよう、また重症化しないよう取組を行う。
 ・各種介護給付適正化事業を推進し、給付費の抑制を図る。

取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	実施項目	介護保険事業		
平成27年度	実施計画	◎第6期（H27～H29）介護保険事業計画／高齢者福祉計画に定める各種事業施策を推進し、持続的・安定的な介護保険特別会計の運営を図る。 ・新しい総合事業を導入し、要介護状態にならないよう、また重症化しないよう取組を行う。（通年） ・各種介護給付適正化事業を推進し、給付費の抑制を図る。（通年）			進捗度	b
	実施結果	・認知症初期集中支援チームの設置に伴い、認知症が疑われる高齢者等の初期支援を包括的・集中的に行い、重症化しないための取組を推進した。 ・ちょっと相談所および認知症カフェの開設を行い、事業所による相談機能を新たに加えた。 ・介護予防・生活支援サービスおよび一般介護予防事業における各事業内容の詳細または方針等について決定し、関係機関との調整や介護サービス事業所等への説明会を開催するなど、平成28年4月からの円滑な導入に向けた準備を進めた。 ・介護保険料の改定を行った。また、介護給付費の適正化を図った。			評価	B

平成28年度	実施計画	◎第6期（H27～H29）介護保険事業計画／高齢者福祉計画に定める各種事業施策を推進し、持続的、安定的な介護保険特別会計の運営を図る。 ・新しい総合事業を導入し、要介護状態にならないよう、また重症化しないよう取組を行う。（通年） ・各種介護給付適正化事業を推進し、給付費の抑制を図る。（通年）	進捗度	b
	実施結果	・平成27年度に介護保険料を改正し、継続実施した。 ・介護給付費の適正化を図った。 ・平成28年4月からの新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合支援事業）の導入により、地域における介護予防事業の取組を強化し、要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進を図った。	評価	B
平成29年度	実施計画	◎第6期（H27～H29）介護保険事業計画／高齢者福祉計画に定める各種事業施策を推進し、持続的、安定的な介護保険特別会計の運営を図る。 ・新しい総合事業を導入し、要介護状態にならないよう、また重症化しないよう取組を行う。（通年） ・各種介護給付適正化事業を推進し、給付費の抑制を図る。（通年）	進捗度	b
	実施結果	・平成27年度に介護保険料を改正し、継続実施した。 ・介護給付費の適正化を図った。 ・事業を開始して2年目となる総合事業（介護予防・日常生活支援総合支援事業）の導入により、地域における介護予防事業の取組を強化し、要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進を図った。	評価	B
平成30年度	実施計画	◎第7期（H30～R2）介護保険事業計画／高齢者福祉計画に定める各種事業施策を推進し、持続的・安定的な介護保険特別会計の運営を図る。 ・新しい総合事業を導入し、要介護状態にならないよう、また重症化しないよう取組を行う。（通年） ・各種介護給付適正化事業を推進し、給付費の抑制を図る。（通年）	進捗度	b
	実施結果	・第7期介護保険事業計画／高齢者福祉計画に定める各種事業を推進した。 ・平成30年度介護保険料基準額は据え置きとしたが、階級を11段階から13段階に見直しを行った。 ・総合事業を継続実施し、要支援状態からの自立の促進や、重症化予防の推進を図った。 ・介護給付適正化事業を行い、給付費の適正化を図った。	評価	B
令和元年度	実施計画	・第7期（H30～R2）介護保険事業計画／高齢者福祉計画に定める各種事業施策を推進し、持続的、安定的な介護保険特別会計の運営を図る。 ・新しい総合事業を導入し、要介護状態にならないよう、また重症化しないよう取組を行う。（通年） ・各種介護給付適正化事業を推進し、給付費の抑制を図る。（通年）	進捗度	b
	実施結果	・第7期介護保険事業計画／高齢者福祉計画に定める各種事業を推進した。 ・令和元年度に介護保険料を改正し、継続実施した。（消費増税に伴う低所得者対策として、第1段階から第3段階の保険料率の見直し。） ・総合事業を継続実施し、要支援状態からの自立の促進や、重症化予防の推進を図った。 ・介護給付適正化事業を行い、給付費の適正化を図った。	評価	B

基本方針3	自立した行政経営の推進	NO	24
推進項目	財政基盤の健全化	実施項目	後期高齢者医療事業
取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	所管課 保険課

現 課 状 況 ▽	高齢者が安心して医療を受けられるため、後期高齢者医療制度の安定的な運営が不可欠である。被保険者数の増加や一人当たりの保険給付費(高額療養費)は増加傾向にある。また、被保険者の自己負担割合は、所得の減少により3割給付の被保険者の割合が減少している。そのような状況であるため、滋賀県後期高齢者医療広域連合との連携を密にして、財源確保を図り、適正な給付による保険財政基盤の安定化に努める必要がある。					
	改革の取組	年次計画(スケジュール)				
財源の確保	・保険料の普通徴収に係る徴収率の向上	平成27年度 ⇒ 継続実施	平成28年度 ⇒ 継続実施	平成29年度 ⇒ 継続実施	平成30年度 ⇒ 継続実施	令和元年度 ⇒ 継続実施
目標(目標値)		(△:調査・検討・協議 ○:方針決定・策定 ◎:実施 ⇒:継続実施 ☆:完了)				
・徴収率(前年度の収納率を確保)						
取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	実施項目	後期高齢者医療事業		
平成27年度	実施計画	・滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、医療制度の着実な運営や高齢者の健康づくりの推進 ・保険料の普通徴収に係る徴収率の向上			進捗度	b
	実施結果	新加入の被保険者に対する口座振替の勧奨、短期被保険者証を活用した滞納者への納付相談、保険給付費の未納保険料への充当などにより、徴収率の向上を図った。			評価	B
平成28年度	実施計画	・滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、医療制度の着実な運営や高齢者の健康づくりの推進 ・保険料の普通徴収に係る徴収率の向上			進捗度	b
	実施結果	・後期高齢者医療保険料をコンビニエンス収納ができるようにした。 ・新加入の被保険者に対する口座振替の勧奨、短期被保険者証を活用した滞納者への納付相談、保険給付費の未納保険料への充当などにより、徴収率の向上を図った。			評価	B

平成29年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、医療制度の着実な運営や高齢者の健康づくりの推進 ・保険料の普通徴収に係る徴収率の向上 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・新加入の被保険者に対する口座振替の勧奨、短期被保険者証を活用した滞納者への納付相談、保険給付費の未納保険料への充当などにより、徴収率の向上を図った。 	評価	B
平成30年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、医療制度の着実な運営や高齢者の健康づくりの推進 ・保険料の普通徴収に係る徴収率の向上 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・新加入の被保険者に対する口座振替の勧奨、短期被保険者証を活用した滞納者への納付相談、保険給付費の未納保険料への充当などにより、徴収率の向上を図った。 ・広域連合と連携しながら保険料徴収、医療給付を行った。 ・徴収率99.95% (現年度) ・後期高齢者健康診査受診509人(受診率28.1%)、内高血圧症、高血糖の未受診、コントロール不良者、尿たんぱく(++)の有所見者、計31人へ保健師、管理栄養士による個別指導を行った。 ・歯科検診の実施 	評価	B
令和元年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、医療制度の着実な運営や高齢者の健康づくりの推進 ・保険料の普通徴収に係る徴収率の向上 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・新加入の被保険者に対する口座振替勧奨、短期被保険者証を活用した滞納者への納付相談および未納者への電話による納付勧奨、保険給付費の未納保険料への充当などにより、徴収率の向上を図った。 ・広域連合と連携しながら保険料徴収、医療給付を行った。 ・歯科検診の実施 	評価	B

基本方針3	自立した行政経営の推進	NO	25
推進項目	財政基盤の健全化	実施項目	農業集落排水事業（平成30年度から企業会計へ移行）
取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	所管課 上下水道課・環境保全課

現 状 課 題 	<p>農業集落排水事業は、施設の維持管理が事業の中心となっている。将来にわたり安定的にサービスを提供していくためには、老朽化施設の更新や耐震性能の把握など保全対策を推進する必要があるが、併せて多額の経費を要することが想定される。</p> <p>一方で、財源となる使用料収入は人口の減少や節水意識の高まり等により減収傾向であるため、更なる経費の削減も重要な課題であるが、適切な使用料設定も必要となる。</p> <p>このため、経営状況の明確化や予算の弾力化、消費税の節減などの効果を目指して、地方公営企業法の適用（法適化）を推進する必要がある。また、処理施設（排水処理施設、コンポストセンター）の見直しを行い、施設管理経費の削減を進める必要がある。</p>
---	---

改革の取組		年次計画（スケジュール）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経営状況の明確化	・地方公営企業法の適用（法適化）	△ 調査	△ 調査	△ 調査	◎実施 ☆完了	
経費の削減	・不明水対策の推進 （雨天時侵入水の対策に伴う管路施設の流量調査の委託）				△ 検討	△ 調査
繰入金の抑制	・基準外繰入れの見直し		△ 検討・協議	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施
公共下水道への接続 <small>【平成28年度改定】 【平成29年度変更】 【平成30年度改定】</small>	・菅江地区を公共下水道に接続 ・清滝地区を公共下水道に接続 （処理施設全11施設 接続予定施設7施設）	△ 協議	△ 協議	△ 協議	△ 調査	（接続工事） △ 協議
施設保全対策	・施設の耐震化 ・老朽化施設の更新 （機能強化）		△ 検討	△ 協議	△ 調査	△ 調査
事業の見直し	・コンポストセンターの在り方の検討および見直し	○ 方針決定	◎ 実施	☆ 完了		
目標（目標値） <small>【平成29年度改定】</small>		（△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了）				

・平成30年度から地方公営企業法を適用（法適化）する。
 ・令和2年度から菅江地区を公共下水道に接続する。
 ・施設保全対策の推進
 ・コンポストセンターの見直し
 ・汚水の有収率を95.0%とする。【 有収率 = 年間有収水量（料金として収入のあった水量） ÷ 年間汚水処理水量（処理場で処理した水量で不明水含む） × 100 】

取組項目		特別会計事業の財政健全化	重点項目	実施項目	農業集落排水事業（平成30年度から企業会計へ移行）	
平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業法の適用（法適化）のための資産調査・整理 菅江地区を公共下水道に接続するための協議（国、県、自治会） コンポストセンターの転用について協議する（転用施設、国、県、自治会） 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に地方公営企業法を適用するため、プロポーザル方式により受注者を決定し、工事等の固定資産資料収集・整理を行った。 公共下水道に接続するために農集切替事業計画（案）および費用対効果等を作成した。 コンポストセンター施設の在り方についての協議を行い、廃止の方針を決定した。 			評価	A
平成28年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業法の適用（法適化）のための移行事務手続き 菅江地区を公共下水道に接続するための管路調査委託 施設保全対策の検討 コンポストセンターの転用についての具体案の決定 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に地方公営企業法を適用するため、引き続き事務手続きを行った。 公共下水道に接続するために接続計画を策定した。また、接続後の処理場の後利用として各所属に照会した。 施設保全対策として、滋賀県に事業計画書を提出した。 農集排水事業の目標値は、汚水有収率（H28）94.2%に対し92.3%でした。 			評価	B
平成29年度	実施計画 <small>【平成28年度改定】 【平成29年度変更】</small>	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業法の適用（法適化）のための会計システムの構築 施設保全対策の協議（国、県） コンポストセンターの転用 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月1日から地方公営企業法を適用する目途が立った。4月1日より移行する。 老朽化施設の更新（機能強化）計画書を滋賀県に提出した。 財産処分申請を提出して承認されたことから、コンポストセンターを廃止した。 			評価	B
平成30年度	実施計画 <small>【平成29年度変更】</small>	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業法を適用（法適化） 菅江地区を公共下水道に接続するための実施設計業務委託 清滝地区を公共下水道に接続するための協議（国、県、自治会） 施設保全対策のための機能診断調査委託（甲津原・姉川北部） 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月1日から地方公営企業法を全部適用し、下水道事業会計を適切に執行している。 菅江地区の公共下水道接続に係る測量設計業務を実施した。 農集排水処理施設2地区（伊吹中部、龍ヶ鼻）の機能診断調査業務を令和元年度へ繰り越して実施中である。 清滝地区の協議は、令和元年度に測量設計業務と平行して実施予定。 機能診断は、実施地区変更 			評価	B
令和元年度	実施計画 <small>【平成29年度変更】</small>	<ul style="list-style-type: none"> 菅江地区公共下水道接続工事 清滝地区を公共下水道に接続するための実施設計業務委託 施設保全対策のための機能診断調査委託（甲津原、姉川北部、伊吹東部、梓河内） 			進捗度	c
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 菅江地区を公共下水道に接続する管渠工事を実施した。 清滝地区を公共下水道接続に係る測量設計業務を実施した。 機能診断は、調査途中に一部、損傷の激しい箇所が見つかり、追加調査の再検討に時間を要したため契約繰越とした。 			評価	C

基本方針3	自立した行政経営の推進	NO	26
推進項目	財政基盤の健全化	実施項目	流域関連公共下水道事業（平成30年度から企業会計へ移行）
取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	所管課 上下水道課

現 状 課 題 ▼	流域関連公共下水道事業は、ハード事業が一段落し、維持管理が事業の中心となっている。将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、老朽化施設の更新や耐震性能の把握など保全対策を推進する必要があるが、併せて多額の経費を要することが想定される。 一方で、財源となる使用料収入は人口の減少や節水意識の高まり等により減収傾向であるため、更なる経費の削減も重要な課題であるが、適切な使用料設定も必要となる。 このため、経営状況の明確化や予算の弾力化、消費税の節減などの効果を目指して、地方公営企業法の適用（法適化）を推進する。					
	改革の取組	年次計画（スケジュール）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経営状況の明確化	・地方公営企業法の適用（法適化）	△ 調査	△ 調査	△ 調査	◎実施 ☆完了	
経費の削減 【平成30年度改定】	・不明水対策の推進 （雨天時侵入水の対策）			△ 検討	△ 調査	△ 調査
繰入金の抑制	・基準外繰入れの見直し		△ 検討・協議	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施
施設保全対策 【平成30年度改定】	・施設の耐震化（総合地震対策計画） ・老朽化施設の更新（長寿命化計画）	△調査 △調査	◎実施 △調査	⇒継続実施 △調査	⇒継続実施 △調査	⇒継続実施 ◎実施
目標（目標値）【平成29年度変更】		（△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了）				
・平成30年度から地方公営企業法を適用（法適化）する。 ・施設保全対策の推進 ・汚水の有収率を85.5%とする。【 有収率 = 年間有収水量（料金として収入のあった水量） ÷ 年間汚水処理水量（処理場で処理した水量で不明水含む） × 100 】						

取組項目		特別会計事業の財政健全化	重点項目	実施項目	流域関連公共下水道事業（平成30年度から企業会計へ移行）	
平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業法の適用（法適化）のための資産調査、整理 施設の耐震化の詳細設計業務委託 老朽化施設の更新のための現地モニタリング調査委託 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に地方公営企業法を適用するため、プロポーザル方式により受注者を決定し、工事等の固定資産資料収集・整理を行った。 地震時に下水道施設の機能が確保できるようにマンホール浮上抑制、可とう性継手、災害用トイレシステムの工事を行うために必要な詳細設計を行った。 21年以上が経過した磯、世継、宇賀野、長岡、春照地先の管渠約11kmをテレビカメラ調査して、管路の破損・漏水・たわみ等の場所を把握した。 			評価	B
平成28年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業法の適用（法適化）のための移行事務手続き 施設の耐震化の実施（マンホール浮上抑制、可とう性継手） 老朽化施設の更新のための計画策定、システム構築 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に地方公営企業法を適用するため、引き続き事務手続きを行った。 総合地震対策として液状化によるマンホール浮上抑制、管口耐震の工事を実施した。 老朽化した施設の長寿命化計画を策定した。 流域関連公共下水道事業の目標値は、汚水有収率（H28）83.7%に対し85.2%でした。 			評価	B
平成29年度	実施計画 <small>【平成29年度変更】</small>	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業法の適用（法適化）のための会計システムの構築 不明水対策の検討 施設の耐震化の実施（マンホール浮上抑制、可とう性継手） 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月1日から地方公営企業法を適用する目的が立った。4月1日より移行する。 不明水対策の原因として、施設の老朽化が進み、マンホール調整部やコンクリート製汚水枘からの不明水が多いと判断されるので破損等があれば修繕を行った。 施設の耐震化として管口の可とう性継手工事を2工事33か所の整備ができた。 			評価	B
平成30年度	実施計画 <small>【平成29年度変更】 【平成30年度改定】</small>	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業法を適用（法適化） 簡易的な不明水対策の調査 施設の耐震化の実施（マンホール浮上抑制・可とう性継手） 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月1日から地方公営企業法を全部適用し、下水道事業会計を適切に執行している。 不明水対策として、コンクリート製公共枘の数量調査を行っている。（近江地区：644か所） 総合地震対策計画に基づく耐震化工事を予定していたが、補助事業の計画変更により、令和元年度に延期となった。 			評価	B
令和元年度	実施計画 <small>【平成29年度変更】 【平成30年度改定】</small>	<ul style="list-style-type: none"> 不明水対策のための管路施設の流量調査 施設の耐震化の実施（マンホール浮上抑制、可とう性継手） 老朽化施設の更新のためのシステム構築 			進捗度	c
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 不明水対策のための管路施設の流量調査は、漏水箇所を特定するテレビカメラ調査方式とし2.6kmを実施した。 施設の耐震化は、緊急輸送道路等の重要な路線のマンホール浮上抑制10か所、可とう性継手37か所を実施した。 老朽化施設更新システムの構築は、当該年度の下水道事業執行の促進に影響がため、次年度以降に再検討することとし見送る。 			評価	C

基本方針3	自立した行政経営の推進	NO	27
推進項目	財政基盤の健全化	実施項目	米原駅東部土地区画整理事業（特別会計は平成29年度末で廃止）
取組項目	特別会計事業の財政健全化	所管課	政策推進課

現 状 題 	平成27年2月に換地処分の公告を行い、平成27年度は換地清算金の徴収および交付事務を実施する。 保留地の売却については、売却代金を事業費の起債償還に充てるため、早期の売却等の取組が必要である。					
	改革の取組	年次計画（スケジュール）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財源の確保	◎換地清算金の徴収および交付 ◎保留地の売却 ・宅建協会・不動産協会による媒介 ・企業訪問・ダイレクトメール ・販売チラシ・広告・市広報誌	◎徴収事務 ◎売却促進	⇒ 継続実施	☆ 完了		
目標（目標値）		（△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了）				
保留地の売却促進 まちづくり事業区域 2区画（5,483.62㎡） その他の区域 25区画（8,826.42㎡） 計 27区画（14,310.04㎡） 1,128,079千円 地域開発事業債666,500千円（最終H29年度）						

取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	実施項目	米原駅東部土地区画整理事業（特別会計は平成29年度末で廃止）	
平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・換地清算金の完全徴収の実施 ・保留地の売却促進（宅建協会、不動産協会と協力して土地の媒介を進める。企業訪問およびダイレクトメール等直接企業へ連絡し土地の紹介を行う。販売チラシの新聞折込、地域情報誌、市広報誌への掲載により広く保留地のPRを行う。） 		進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・換地清算徴収金はすべての対象者から完全に徴収することができた。 ・保留地の売却が進んだ。 		評価	A
平成28年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・保留地の売却促進（宅建協会、不動産協会と協力して土地の媒介を進める。企業訪問およびダイレクトメール等直接企業へ連絡し土地の紹介を行う。販売チラシの新聞折込、地域情報誌、市広報誌への掲載により広く保留地のPRを行う。） 		進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・保留地2区画の（568.31㎡）44,214千円を売却した。 		評価	B
平成29年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・保留地の売却促進（宅建協会、不動産協会と協力して土地の媒介を進める。企業訪問およびダイレクトメール等直接企業へ連絡し土地の紹介を行う。販売チラシの新聞折込、地域情報誌、市広報誌への掲載により広く保留地のPRを行う。） 		進捗度	c
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・保留地1区画の（161.91㎡）13,487千円の売却をした。 ・米原駅東部土地区画整理事業特別会計を閉鎖した。 		評価	C
平成30年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市有地の売却促進（宅建協会、不動産協会と協力して土地の媒介を進める。企業訪問およびダイレクトメール等直接企業へ連絡し土地の紹介を行う。市広報誌等への掲載により広く保留地のPRを行う。） 		進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・市有地1区画の（182.01㎡）12,795千円の売却をした。 ・市有地2区画の（2,387.07㎡）を貸付した。【月額277千円/月（2区画合計）】 		/	
令和元年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・保留地の売却促進（宅建協会、不動産協会と協力して土地の媒介を進める。企業訪問およびダイレクトメール等直接企業へ連絡し土地の紹介を行う。販売チラシの新聞折込、地域情報誌、市広報誌への掲載により広く保留地のPRを行う。） 		進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・市有地2区画の（1,078.27㎡）73,046千円の売却をした。 		/	

基本方針3	自立した行政経営の推進	NO	28
推進項目	財政基盤の健全化	実施項目	住宅団地造成事業（特別会計は平成29年度末で廃止）
取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	所管課 伊吹自治振興課/平成30年度から地域協働課

 現 状 課 題	<p>全72区画のうち現在4区画が残っている。この4区画は、分譲済区画との高低差が1.5m以上の段差があり、販売条件が大変厳しい物件となっている。</p> <p>販売促進のため、市内へチラシの配布を始め、近隣市町の企業訪問、家庭への新聞折込、さらには市内外で開催されるイベント時でのPRを行ってきたが成約に至っていない。一方、分譲価格の見直しは、既分譲者との公平性を保持するためにも困難であり、今後は、シティセールス戦略をはじめハウスメーカーのノウハウを導入して、販売促進に努める必要がある。</p>					
	改革の取組		年次計画（スケジュール）			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自主財源の確保 <small>【平成29年度変更】 【平成30年度改定】</small>	<ul style="list-style-type: none"> 販売促進による早期完売 	◎ 実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	☆完了
民間委託等の推進 <small>【平成29年度変更】 【平成30年度改定】</small>	<ul style="list-style-type: none"> 媒介契約への積極的な働き掛け 	◎ 実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	☆ 完了	
事務事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 販売区画の再整備 	△検討・調査 ◎実施				
経費の削減 <small>【平成29年度変更】 【平成30年度改定】</small>	<ul style="list-style-type: none"> 無料広告の模索 	◎ 実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	☆ 完了	
目標（目標値） <small>【平成29年度変更】 【平成30年度改定】</small>		（△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了）				
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度において、残り全2区画を完売する。 						

取組項目		特別会計事業の財政健全化	実施項目	住宅団地造成事業（特別会計は平成29年度末で廃止）	
平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 西濃地域の企業等も訪問するなど、営業範囲の拡大を図る。 媒介契約を締結している業者への積極的な働き掛け。 ハウスメーカーが主催するイベントへの参加およびシティーセールスへのノウハウ導入。 		進捗度	C
	実施結果	1区画分の販売をした。		評価	B
平成28年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ハウスメーカー等からの専門的な意見を取り入れるとともに、各種イベントにおいてブースを設置するなどPRに努める。 事業所への訪問においては営業範囲の拡大を図る。 		進捗度	d
	実施結果	問い合わせはあったが、1区画も販売までには至らなかった。		評価	D
平成29年度	実施計画 <small>【平成29年度変更】</small>	<ul style="list-style-type: none"> ハウスメーカー等からの専門的な意見を取り入れるとともに、各種イベントにおいてブースを設置するなどPRに努める。 事業所への訪問においては営業範囲の拡大を図り、より効果的なチラシ配布を行う。 		進捗度	c
	実施結果	1区画（販売金額：10,226千円）の販売をした。		評価	C
平成30年度	実施計画 <small>【平成30年度改定】</small>	<ul style="list-style-type: none"> ハウスメーカー等からの専門的な意見を取り入れるとともに、各種イベントにおいてブースを設置するなどPRに努める。 事業所への訪問においては営業範囲の拡大を図り、より効果的なチラシ配布地域の検討を行う。 		進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 1区画（販売金額：10,185千円）の販売をした。 販売チラシを市内・市外・県外に配布し、販売促進活動を行った。 市民による紹介謝礼制度を創設し、市民協働による販売促進を実施した。 ハウスメーカー等から意見等は得られていない。 		/	
令和元年度	実施計画	最後の残り1区画が契約準備中であり、完売を目指す。		進捗度	b
	実施結果	最後の残り1区画の売買契約が完了し、完売した。		/	

基本方針3	自立した行政経営の推進	NO	29
推進項目	財政基盤の健全化	実施項目	駐車場事業
取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	所管課 都市計画課

現 状 課 題 ▼	駐車場事業は健全経営を維持しているが、利用者の増加や人件費等の圧縮を図るなど、経営の更なる効率化を推進する必要がある。 坂田駅無料駐車場は県道を占用しているが、平成29年度末で占用期間終了となることから、利用できなくなる可能性があるため、坂田駅前駐車場の在り方について検討する必要がある。					
	改革の取組	年次計画（スケジュール）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収益の増加 【平成28年度改定】	・坂田駅前駐車場の在り方を検討 ・駐車場利用者の増加	△検討 ☆完了 ◎実施	⇒継続実施	⇒継続実施	⇒継続実施	⇒継続実施
民間委託等の推進 【平成28年度改定】	・民間委託について検討	△検討、☆完了				
事務事業の見直し	・定期的な事務事業の効率化	△検討	◎実施	☆完了		
経費の削減	・事務経費の削減	△検討	◎実施	☆完了		
目標（目標値）【平成28年度改定】		（△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了）				
・駐車場の収益の増加 収入額：3,500千円（利用率：78.2%） 【参考】平成24年度：3,413千円（76.3%） 平成25年度：3,446千円（77.0%） 平成26年度：3,471千円（76.7%） 平成27年度：3,316千円（73.2%） 平成28年度：3,313千円（75%） 平成29年度：3,542千円（78.4%） 平成30年度：3,580千円（78.6%）						

取組項目		特別会計事業の財政健全化	重点項目	実施項目	駐車場事業	
平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 坂田駅無料駐車場を含めた坂田駅前駐車場の在り方を検討する。 民間委託等の検討をする。 駐車場利用者の増加する方法について検討し実施する。 事務の効率化について検討する。 			進捗度	C
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 坂田駅周辺の駐車場の在り方については、無料駐車場となっている県有地の占用の更新が困難になっていたことから、駅前駐車場の利用動向を視野に入れ、民間委託による時間貸しなどの運営形態について検討することとしたが、改めて、県有地の占有更新の延長について、県に働きかけた結果、当面の更新について前向きな回答を得た。 駐車場利用者の増加（空き駐車場の削減）については、従来の市広報誌への募集に加え、滋賀夕刊（長浜浅井版）に広告掲載し、市外在住者の利用者確保に努めた。 事務処理を見直し、一括納付など事務処理の効率化に向けて検討した。 			評価	C
平成28年度	実施計画 <small>【平成28年度改定】</small>	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場利用者の増加する方法について検討し実施する。 事務の効率化について検討する。 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場利用者の増加（空き駐車場の削減）については、従来の市広報誌への募集に加え、滋賀夕刊（長浜浅井版）に広告掲載し、市外在住者の利用者確保に努めた。また、老朽化していた駐車場の看板を修繕し見やすく改善した。 駐車区画のプレートの氏名を表示せず番号のみとしたことより、契約解約の度に氏名交換を行っていた事務が削減できた。 			評価	B
平成29年度	実施計画 <small>【平成28年度改定】</small>	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場利用者の増加する方法について検討し実施する。 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場利用者の増加（空き駐車場の削減）については、従来の市広報誌への募集掲載に加え、契約者募集のチラシを市内公共施設に設置・配布し、自治会に回覧した。また、老朽化していた駐車場の看板を修繕し見やすく改善した。 			評価	B
平成30年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場利用者の増加する方法について検討し実施する。 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場利用者の増加（空き駐車場の削減）については、従来の市広報誌への募集掲載に加え、昨年度同様、契約者募集のチラシを自治会に配布を依頼した。 			評価	B
令和元年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 月極め駐車場利用者の増加する方法について検討し実施する。 醒ヶ井駅前駐車場の利用状況を注視し、稼働率向上に向けて検討する。 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場利用者の増加（空き駐車場の削減）については、従来の市広報誌への募集掲載に加え、昨年度同様、契約者募集のチラシを自治会に配布を依頼した。 醒ヶ井駅前駐車場は、利用状況について集計し定期的に検証した。料金収入は、当初見込みを大きく上回る収入が得られた。 			評価	B

基本方針3	自立した行政経営の推進	NO	30
推進項目	財政基盤の健全化	実施項目	水道事業
取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	所管課 上下水道課

	<p>米原市水道基本計画に基づく施設の老朽化による更新事業や耐震化事業などの実施により、今後も多額の経費を要する。水道使用料金は人口減少と節水意識の向上により減少傾向にある。独立採算で経営を行うため、更なる経費削減と経営の見直しが必要とされる。今後第2期水道事業基本計画を策定し、健全な経営となるよう、費用の平準化を図り、施設の有効活用や効率的な施設の更新を行う必要がある。</p>					
	改革の取組		年次計画（スケジュール）			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
民間委託等の推進	・施設運転管理と窓口業務委託の見直し（3か年契約）		△調査・検討 協議	◎実施	⇒継続実施	⇒継続実施 △調査・検討
中長期計画の策定	・第2期水道事業基本計画の策定（水道ビジョン）	△調査・検討	◎実施	◎実施 ☆完了		
組織、体制の見直し	・施設の統廃合など有効活用の検討			△調査	△検討	△協議
資産管理	・アセットマネジメント※の策定 （※資産の把握と効率的な更新計画）	△調査・検討	○策定	◎実施	⇒継続実施	⇒継続実施
経費の削減	・有収率の向上 漏水が多発する地域での、漏水調査等の実施および対策工事の実施	◎実施	⇒継続実施	⇒継続実施	⇒継続実施	⇒継続実施
目標（目標値）【平成29年度変更】		（△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了）				
<ul style="list-style-type: none"> 水道基本計画（10か年計画）を策定することにより、事業方針と経営の見通しを立て、併せて料金の適正化についても検証を行う。 アセットマネジメントにより効率的な施設・管路の更新を行い、資産の延命化と事業費の平準化を図る。 企業債の抑制による起債残高の削減（償還元金以下の企業債発行額とする。） 水道の有収率を83.0%とする。【 有収率 = 年間有収水量（料金として収入のあった水量） ÷ 年間給水水量（給水する水量） × 100 】 						

取組項目		特別会計事業の財政健全化	重点項目	実施項目	水道事業	
平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・アセットマネジメントの策定に向け資産の調査を行う。 ・有収率向上に向け漏水調査および老朽管布設替を行う。(伊吹南部地域・山東地域) 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業基本計画の策定の検討を行い、厚生労働省の示す「水道ビジョン」、「アセットマネージメント」および総務省の要請する「経営戦略ガイドライン」を盛り込む総合的な計画を平成28・29年度に策定することとした ・有収率の向上のため比較的有収率の低い春照地先を複数の工区を分け5年度に跨る布設替を行うこととし、春照地区第1・2工区配水管布設替工事を完成させることができた。 			評価	A
平成28年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業基本計画の策定に取り組む。 ・アセットマネジメントの策定に取り組む。 ・施設維持管理および窓口業務の委託について業務内容の見直しと精査により効率化を図る。 ・有収率向上に向け漏水調査および老朽管布設替を行う。(伊吹南部地域) 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・アセットマネジメントの策定を含めて、水道事業基本計画策定業務を発注した。 ・施設維持管理業務および窓口業務の委託を行った。 ・有収率向上に向け、漏水調査および老朽管布設替を行った(伊吹南部)。 ・水道の有収率：81.5% 			評価	B
平成29年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業基本計画の策定を完了する。 ・有収率向上に向け漏水調査および老朽管布設替を行う。(伊吹南部地域) 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次米原市水道事業基本計画の策定を完了した。 ・有収率向上に向け、春照地区の老朽管布設替を行った(伊吹南部地域)。 			評価	B
平成30年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・有収率向上に向け漏水調査および老朽管布設替を行う。(伊吹南部地域) 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・有収率向上に向け、漏水調査および春照地区の老朽管布設替工事をを行った。(伊吹南部地域) ・水道の有収率：83.2% 			評価	B
令和元年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設運転管理および窓口業務の委託について、業務内容の見直しと精査により効率化を図る。 ・基幹管路の耐震化工事に向けた中期整備計画を作成する。 			進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設運転管理および上下水道料金の算定や窓口業務を委託し、水道利用者のサービス向上および事業運営の効果的・効率化を図った。 ・中期整備計画の作成は、国庫補助事業採択に必要な計画で、市が実施する小規模な耐震化工事は補助基準に該当しなかったため作成を見送り、市単独事業として令和2年度から令和6年度までに実施する1,828mの詳細設計業務を実施した。 			評価	C

(様式1)

基本方針3	自立した行政経営の推進		
推進項目	財政基盤の強化		
取組項目	徴収率の向上と債権の適正管理	重点項目	

NO	31	所管課	収納対策課		
実施項目	徴収率の向上				
現 状 課 題	<p>納税者の自発的な納税義務の履行を促し、期限内納付率の増加を図ることが必要である。 また、住民から負託された責務を果たすため、期限内納付者の目線で納付、徴収の公平性を図れるよう悪質滞納者に対して積極的な滞納処分を行う。 このほか、法律専門家と連携して生活再建型の滞納整理を行うとともに、大口滞納の解消に向けた法的な検討を進める必要がある。</p>				
改革の取組 (効果)	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納の普及促進 ・口座振替の推奨、休日納税相談の実施 ・インターネット公売の実施 ・市税等滞納者の相続人調査による課税適正化に向けた取組 ・徴収アドバイザーによる法律相談の実施、大口滞納解消の手法構築に向けた連携 				
目 標 (目標値)	徴収率95.0% (市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の現年度、過年度の合計)				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール	コンビニ収納・口座振替の推奨 休日納税相談の実施 徴収アドバイザーとの連携	⇒継続実施 ⇒継続実施 ⇒継続実施	⇒継続実施 ⇒継続実施 ⇒継続実施	⇒継続実施 ⇒継続実施 ⇒継続実施	⇒継続実施 ⇒継続実施 ⇒継続実施
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納の普及促進、インターネット公売等の実施 ・徴収アドバイザーを活用した生活再建型滞納整理の実施、大口滞納解消に向けた調査 	進捗度	C
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納の普及に向けて、広報等による周知・促進を図った。 ・事務所公売（不動産）を実施した。 ・徴収アドバイザー（弁護士）と連携し、多重債務滞納者の過払金を回収して滞納税等に充てるとともに、債務整理による滞納者の生活再建にも寄与した。大口滞納にかかる法的問題を明らかにし、その解消に向けて手法を探った。 	評価	B
平成28年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納の普及促進、インターネット公売等の実施 ・徴収アドバイザーを活用した生活再建型滞納整理の実施、大口滞納解消に向けた調査 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納の普及促進に向けて、広報等による周知、促進を図った。 ・インターネット公売1回、事務所公売1回実施。 ・徴収アドバイザーによる生活再建型滞納整理に向けた取組を実施するとともに、大口滞納者にかかる法的問題について、その解消に向けた検討を行った。 	評価	B
平成29年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納の普及促進、インターネット公売等の実施 ・徴収アドバイザーを活用した生活再建型滞納整理の実施、大口滞納解消に向けた調査 	進捗度	a
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納の普及拡大が図れた。 ・搜索を実施し、差押えた物件のインターネット公売を行った。また、滋賀県による不動産合同公売にも参加した。 ・滞納者の生活状況の聞き取りを行い、法的な債務整理が必要な者については弁護士に繋いだ。また、徴収アドバイザーによる法律相談や債権管理研修を行い、関係職員の徴収意識やスキル向上にも資することができた。このほか、大口滞納者に対する法的対応（滞納処分）の妥当性を確認した。 	評価	A

(様式1)

平成30年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納の普及促進、インターネット公売等の実施 ・徴収アドバイザーを活用した生活再建型滞納整理の実施、大口滞納解消に向けた調査 	進捗度	a
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納の利用率が高まった。 ・コンビニ収納の一形態である「ペイB」の導入を行った。 ・差押えた物件のインターネット公売を行った。また、不動産の事務所公売を行うとともに滋賀県による不動産合同公売を活用して、大口滞納の削減に寄与した。 ・滞納者の生活状況の聴き取りを行い、生活困窮等であることを把握した場合には、福祉部門と連携して対応を行った。また、法的な債務整理が必要な者については弁護士に繋いだ。 ・徴収アドバイザーによる法律相談や債権管理研修を行い、関係職員の徴収意識やスキル向上にも資することができた。 	評価	A
令和元年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納の普及促進、インターネット公売等の実施 ・徴収アドバイザーを活用した生活再建型滞納整理の実施、大口滞納解消に向けた調査 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納の利用率が増加し、利用促進が図れた。 ・不動産の事務所公売を実施し、滞納解消に努めた。 ・滞納者の生活状況の聴き取りを行い、生活困窮等であることを把握した場合には、福祉部門と連携して対応を行った。また、法的な債務整理が必要な者については弁護士に繋いだ。 ・徴収アドバイザーによる法律相談や債権管理研修を行い、関係職員の徴収意識やスキル向上に資することができた。 	評価	B

基本方針3	自立した行政経営の推進
推進項目	財政基盤の強化
取組項目	自主財源の確保

NO	32	所管課	みらい創生課/平成30年度から政策推進課		
実施項目 【平成29年度変更】	ふるさと納税の推進				
現 状 課題 【平成29年度変更】	<p>米原の魅力を最大限生かせるまちづくりを推進するため、ふるさと納税として、市の自主財源となる「ふるさと応援寄付金」を募っている。</p> <p>制度を創設した平成20年以降、例年50件程度の寄付であったが、平成27年度に制度を見直し、ふるさと納税専用サイトおよび市商工会インターネット通販サイトと連携したことにより、情報発信力が強化され、寄付者の大幅な増加につなげることができた。</p> <p>これを一過性のものにしないう、今後もふるさと納税を推進していく必要がある。</p>				
改革の取組 (効果) 【平成29年度変更】	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 米原の魅力を発信できる商品開発 継続した納税を促すアプローチ等の仕掛けの実施 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の自主財源の確保につながる。 市の効果的な魅力発信や、市内事業者の育成につながる。 				
目 標 (目標値) 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	<p>年間寄付 目標値 1,030件 目標金額 65,000千円</p>				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】 【平成30年度改定】	<ul style="list-style-type: none"> △ 委託事業の協議 ○ 新制度方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 寄付受領証明書の電子公印化 	<ul style="list-style-type: none"> △ ふるさと納税窓口の拡大 ○ 返礼品の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふるさと納税窓口の拡大 ◎ 返礼品の追加 ○ 返礼品の見直し ○ 広告物の制作 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 返礼品の追加 ○ 返礼品の見直し ○ 広告物の制作
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税専用サイトとの連携実施 ふるさと納税業務の一括民間委託の実施 市商工会インターネット通販サイトとの連携実施 年間寄付目標値 180件 	進捗度	a
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税専用サイトとの連携実施 ふるさと納税業務の一括民間委託の実施 市商工会インターネット通販サイトとの連携、ふるさと割適用による実施 年間寄付件数/1,293件、寄付金額/72,045千円（前年：件数/31件、金額/1,395千円） 	/	
平成28年度	実施計画 【平成28年度改定】	<ul style="list-style-type: none"> 年間寄付目標値 1,030件 寄付受領証明書の電子公印化 	進捗度	c
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 年間寄付件数1,004件 寄付金受領証明書の電子公印化 返礼品選定要領の策定 	/	
平成29年度	実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	<ul style="list-style-type: none"> 年間寄付目標値 1,030件 目標金額 65,000千円 ふるさと納税窓口の拡大 返礼品の見直し 	進捗度	c
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 年間寄付件数：614件 返礼品の追加、見直し 	/	
平成30年度	実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	<ul style="list-style-type: none"> 年間寄付目標値 1,030件 目標金額 65,000千円 	進捗度	a
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 年間寄付件数：1595件 寄付金額：86,340,409円 寄付サイトの増設（2サイト）、体験型返礼品の開拓 	/	
令和元年度	実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	<ul style="list-style-type: none"> 年間寄付目標金額 86,000千円 ガバメントクラウドファンディングの実施 	進捗度	a
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 年間寄付件数：3013件 寄付金額：146,315,010円 寄付サイトの増設（2サイト）、新規および体験型返礼品の開拓 GCF（流星打上げ）1件（19件、1,006,000円） 	/	

基本方針3	自立した行政経営の推進
推進項目	財政基盤の強化
取組項目	自主財源の確保

NO	33	所管課	管財課		
実施項目	市有財産の活用と処分				
現 状 課 題	合併前から既に用途廃止され遊休化している施設や土地開発基金により取得した財産など未利用の財産がある。これらの財産の利活用を積極的に行い、市有財産のスリム化を図る必要がある。				
改革の取組 (効果)	【取組】 ・公共施設再編計画に基づき施設の処分、解体を行う。 ・市有財産利活用の方針に基づき、財産の処分、貸付けを行う。 【効果】 ・施設管理経費の縮減を図る。 ・財源確保が期待できる。				
目 標 (目標値)	・老朽施設の解体（全7施設） ・遊休地の処分（全24か所）				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール	⇒ 継続実施 老朽施設の解体処分 遊休地の処分	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施
(△：調査・検討・協議 ○：方針決定・策定 ◎：実施 ⇒：継続実施 ☆：完了)					

平成27年度	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 旧東草野小中学校甲津原分校の解体 旧山東農業共済事務所の売却 大町、顔戸町集会所の解体、地元譲渡 中ノ町集会所の地元譲渡 	進捗度	a
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 旧東草野小中学校甲津原分校の校舎棟解体、土地および体育館を地元譲与 旧山東農業共済事務所の建物解体撤去条件付きで土地および建物を地元へ譲与 大町、顔戸町集会所の解体後、土地を地元へ譲与 中ノ町集会所の修繕後、土地および建物を地元へ譲与 旧米原小学校の建物を社会福祉法人へ譲与、土地を減額譲渡 伊吹生きがいセンターの土地および建物を地元へ譲与 顔戸地区の草の根広場の土地を地元へ譲与 旧大原診療所医師住宅の土地および建物を公売 	/	
平成28年度	実施計画 【平成28年度改定】	<ul style="list-style-type: none"> 遊休地の処分 柏原小学校の旧プール解体 旧伊吹保健センターの解体 	進捗度	a
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 柏原小学校プールを解体し、跡地を地元柏原区へ譲渡 高番地先市有地を地元高番区へ譲渡 旧山東学校給食センターの土地建物の公売を実施し売却 旧近江なか保育所の土地建物の公売を実施し売却 旧柏原幼稚園跡地を柏原小学校用地として用途決定 	/	
平成29年度	実施計画 【平成28年度変更】	<ul style="list-style-type: none"> 遊休地の処分 「公共施設再編計画」を公共施設等総合管理計画に基づく個別計画として位置付け、公共施設再編計画を見直す。 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 旧米原警察署跡地の3区画のうち1区画を公売により売却した。 旧ボランティアセンター三島荘の解体工事設計が完了し、解体の準備が整った。 旧近江ひがし保育園は、隣地との境界確定を終え、処分準備が整った。 	/	

(様式1)

平成30年度	実施計画 【平成29年度変更】	<ul style="list-style-type: none"> 「公共施設再編計画」を公共施設等総合管理計画に基づく個別計画として位置付け、公共施設再編計画を見直す。 遊休地の処分 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 旧米原警察署跡地の2区画のうち1区画を公売により売却した。 旧伊吹保健センター分室を解体し、伊吹第1グラウンド駐車場として整備した。 旧ボランティアセンター三島荘の解体を終え、利活用の準備が整った。 旧近江診療所は、土地登記問題が整理され、利活用の準備が整った。 息郷老人憩の家を廃止とした。 	/	
令和元年度	実施計画 【平成30年度変更】	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設再編計画に基づき施設の解体、処分を実施 遊休地の処分 	進捗度	b
	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 旧坂田診療所医師住宅と大町改良住宅2棟の解体を実施した。 市有地の売却に向けて、春照地先の市有地の境界確定および分筆、土地鑑定業務を実施した。また、梅ヶ原地先の土地の土地鑑定業務を実施した。 	/	